

令和3年9月2日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和3年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
8番	今野	章	君	9番	太齋	雅一	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

欠席議員（1名）

7番	澁谷	秀夫	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	赤間	隆之	君

教 育 課 長
選挙管理委員会事務局長

千 葉 忠 弘 君
中 條 宣 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 主 査 清 水 啓 貴
次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 2 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
〃 第 2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。-----さん外4名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員を指名いたします。

議長から皆様にお知らせいたします。議場内は省エネ対策をしております。暑い方は上着を脱いでもらって結構です。

日程第2 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

1番杉原 崇議員、登壇の上、質問をお願いします。

〔1番 杉原 崇君 登壇〕

○1番（杉原 崇君） おはようございます、1番杉原です。この4年間、私の中で一般質問はトップバッターを守ろうと頑張ってきましたとやっとここまでたどり着きました。おかげさまで、最初を除いて4年間トップバッターということで、すごく重責をさせていただきまして、本日も、最後ですね、次ここにまた帰ってこれるか分かりませんが、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、美しい景観を守るためにはという題としましてうたっております。

日本三景松島は、大小合わせて260以上の島々があり、島にあるアカマツ、クロマツによって美しい景観が形づくられ、松島湾に浮かぶ多島美が織りなす絶景は何度も訪れたい松島観光の大きな柱の1つであります。また、四季折々によっても違う情景を感じられ、季節

により太陽が昇る場所が変わる朝日に照らされる島々などの風景は格別です。そして、松島は月見の名所として有名で、月明かりで松島湾に浮かぶ島々が照らされる情景はとても幻想的で、松尾芭蕉がその美しさを句にしたり、アインシュタインはあまりのすばらしさに絶句したと言われております。この美しい景観である島々をこれからも守っていかねばなりません。

そのような中、昭和50年に松くい虫被害が石巻市で初めて確認されて以来、もちろん松島も松くい虫による松枯れが深刻化しています。松くい虫被害は県内の全市町村に広がっていますが、様々な対策が取られたおかげで被害量は年々減少傾向にあるわけですが、特別名勝松島地域の令和元年度の被害量は4,788立方メートルと県内の被害の約半分であり、今後も対策が必要であります。

また、当町での松枯れ被害としてウミネコ問題もあります。松島観光の売りの1つである遊覧船上に舞うウミネコへの餌やりがありました。ふん害による松枯れが問題となり餌づけ禁止となりました。しかしながら、食べ歩きをしている観光客の食べ物を狙い悲鳴が聞こえることもあります。注意喚起は行っていますが、ウミネコといかに共存していくか大変難しい問題であります。

そして、昨今別の原因で島々での松枯れ被害が起こっています。それは、年々増加傾向にあるカワウの存在です。松島にいるカワウは現在松島湾にある青鰻島内で巣を作り、そのふん害により島にある松がかなり枯れている状況が見られます。景観問題だけではなく、カワウは魚を食い荒らすなど様々な被害も報告されており、早急な対策が必要であります。

松島にとって、景観を守っていくことがこれからの観光にとっても重要であり、今回はこの3方向から当町における景観保全についてを伺っていきたいと思います。

まずは、松くい虫についてであります。甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという体長1ミリメートルにも満たないセンチュウが松の樹体内に入ることによって引き起こされます。そのセンチュウを松から松へ運ぶのがマツノマダラカミキリというカミキリムシで、衰弱した松に産卵するマツノマダラカミキリがセンチュウを仲介することで松くい虫被害が周囲に拡大します。松くい虫被害は、明治38年頃長崎で発生したものが国内における最初の記録となっていますが、県内では昭和50年に石巻で初めて確認されて以来、県内全市町村に広がり、東日本大震災後に一時的に増加したものの年々減少傾向にあります。ただ、特別名勝松島地域の令和元年の被害量は4,788立方メートルと、県内の被害の約半分であり、松島町の数字としては令和元年度1,394本、1,433立方メートル、令和2年度1,073本、

1,201立方メートルと、前年比84%であります。今後も対策が必要であります。

全国の松くい虫被害量は、昭和54年度の約243万立方メートルをピークに減少傾向にあり、令和元年度の被害量は約30万立方メートルと、ピークである昭和54年度の約8分の1となっております。依然として我が国最大の森林病害虫であります。

その松くい虫の対策としましては、予防、駆除、そして再生があります。まず、予防として薬剤散布があり、ヘリコプターによる空中散布と、ホース等による地上散布があり、マツノマダラカミキリが羽化する前の6月から7月上旬にすることで松を食害するマツノマダラカミキリを殺虫する効果があります。また、薬剤を樹幹注入し体内に侵入、増殖を防止いたします。続いて駆除で、被害木を伐倒し、燻蒸処理やチップ処理、炭化処理をすることにより、成虫になって脱出する前に被害木に生息している幼虫を殺虫し駆除します。この殺虫し、マツノマダラカミキリの羽化、脱出することを防ぐことから、翌年の被害拡散を防止します。そして、再生として抵抗性松の植樹であります。抵抗性松は、マツノザイセンチュウに対する強い抵抗力を持つ松で、通常の松より枯れにくい特徴を持っており、産卵リスクを減らすことにつながります。昨年度の決算審査において、300本植えた抵抗性松の苗木について、まだ高さが1メートル未満になっているので下刈り等を行いその成長を妨げないように育成管理しているとのことですが、やはり生育するまでには時間がかかります。当町においては、松くい虫防除事業費補助金を活用しながら、松くい虫防除事業としてそれぞれの対策を行っており、成果説明書にも毎年記載されております。

こういった松枯れ対策の効果についてどう捉えているのか、またそれを踏まえて森林保全に向けた取組について当町の考えをまずは伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉原議員の一般質問に答弁していきたいと思います。

議員がここの質問席に来ると、ああ今議会も一般質問が始まるんだなということで定着したようございまして、本当に4年間トップバッターを続けるというのは大変だったのではないかと思います。

それはさておきまして、今の松くい虫の件でありますけれども、260余りの島々から織りなされる日本三景松島の美しい景観は後世に残すべき財産でありまして、この景観を守るために松枯れ対策にも積極的に取り組んできましたが、減少傾向にあった松枯れ被害は、議員からお話があったように東日本大震災の影響により空中散布など防除事業を平成23年度と平成24年度は例年どおり実施することができませんでした。この影響はすぐに現れて、平成25年度

の被害は増加し、平成27年度には震災前の平成22年度の約6倍となりました。改めて、松林を守るには薬剤散布や伐倒駆除といった対策事業の継続が重要であると考え、松くい虫防除事業の推進を国及び県に継続要望しており、宮城県は令和3年度事業として焼島など松島湾エリアに抵抗性松の苗木を2,000本植樹される予定であります。町といたしましても、松島の景観保全のため伐倒作業や樹幹注入、植樹した抵抗性松の育成を継続してまいりたいと、このように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 一時的に増えたということで、今また2,000本植樹という話がありまして、それを踏まえてやはり改善傾向が見られているのかなと、よかったなと思います。ただ、植樹に関しまして平成27年の県の対策事業で毘沙門島とか布袋島で植えた松がかなり現在育っております、ウミネコの侵入防止を目的とした柵が景観的にも邪魔になってきたのかなという思いがあります。これに関してはぜひご覧になっていただいて、景観の面からこれはやっぱり撤去をもうしてもいいんじゃないかという思いがありますので、すごくいい感じに伸びていますので、そこは一回見ていただいて検討していただければという思いがあります。

また、県では新たな取組としてドローンを活用した空中写真のデジタル画像解析による被害調査を始めたという話や、松の免疫力強化に向けた植物活性剤を活用しその有効性の検証に取り組んでいるとの報道もあり、また、新たな取組も図られていますので、県としっかりと情報共有を図りながら景観保全に努めていただきたいという思いがあります。

先ほど島について話しましたが、この島、松島観光の目玉として遊覧船での島巡りがあります。松島湾が内湾であるので波が穏やかで、きれいな松が茂る島が浮かぶ光景を楽しむ遊覧船であります。中でも有名な鐘島や仁王島など大型遊覧船で回るコースが人気で、コロナの前はいつも多くの乗船者でにぎわっていました。私も海の上で仕事をしていると、この船が近づいてくるのが音で分かりまして、それを見るといつも観光客でいっぱいでありました。それと同時に多くのウミネコも一緒に走っておりました。これ、ウミネコたちにえびせんを与えて、それで観光客の歓声が上がるという光景も目にしまして、やはり松島の観光、遊覧船にとってはなくてはならないものだったのではないかなという思いがありました。この遊覧船上に舞うウミネコへの餌やりというのがこの観光の売りではありましたが、同時にこのウミネコのふん害による松枯れが問題となり、平成26年から餌づけ禁止となりました。ウミネコとは、日本の代表的なカモメの仲間で、ニャーオと聞こえる声が猫の声に似ていることが名前の由来と言われております。ウミネコは全長44センチから48センチメートル、翼

を広げると110センチから128センチメートルにもなりますが、日本近海では小さな島や岩礁などに集まって繁殖すると言われていています。松島には例年4月頃にやってきて繁殖活動、産卵を行い、その後に巣立って、遅くとも8月上旬までには飛び立っていき、夏場は北海道へ、寒くなると南下するものがあるということでありますが、その際に飛び立たずに松島に残るウミネコも一握り、恐らく十数羽くらいかなというのが現状だと思います。繁殖活動につきましては、松島では2000年頃から磯崎にある人口島磯島内で大規模な繁殖コロニー、多数の個体が集まって密集して巣を作って繁殖する場所のことではありますが、その繁殖コロニーが形成され、2005年頃からは湾内の小さい島に分散して、繁殖コロニーの形成と連動する形で島にあるアカマツが枯れてしまうことが確認され、そこから被害が拡大していきました。松枯れ以外にも道路や屋根などがふんだらけになり困るという話もありました。松枯れに関しましては、次の質問のカワウも含まれますが、魚食生鳥類のふんや吐き戻しとして排出される魚類で多くの窒素が土壌に供給することにより植生に与える影響が大きいと考えられており、これを止めるにはウミネコの繁殖活動を抑制しなければなりません。しかし、ウミネコは鳥獣保護管理法で保護の対象となっており、原則捕獲や卵の採取が禁止されており繁殖活動の抑制自体難問であります。当町では、ウミネコによる松枯れ被害の拡大により松島町ウミネコ等被害防止対策検討委員会を立ち上げ、様々な方面から松枯れ防止のための意見や方法などを検討していき、船会社の協力もあり、松枯れ対策としてウミネコへの餌づけを当分の間禁止することとしました。餌づけの自粛期間としては平成26年から松枯れが収束するまでの期間としていますが、この松枯れの収束する期間というのはどこまでを指すのか分かりませんが、この自粛期間、平成26年から現在に至るまでどのような検証がなされ、その結果についてどうなのかをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、2問目のウミネコに入ります前に、松くい虫につきましてはこの間仙台都市圏広域行政推進協議会、これは仙台市の郡市長が会長でありますけれども、その中でも重点要望ということで松くい虫防除についての推進をこの間の8月のときには塩竈市長から代表して知事をお願いをしたということでもあります。松島の私のほうは広域観光の立場からいろいろお願いして、そういうことで松島湾の湾内に居住する市町で一緒になって取り組もうということでもありますので、今後も松島湾エリア、東松島も入って3市3町になるかと思いますが、そういった中でしっかりと予算を皆さんつけて、なお県の予算をつけていただいて、これからも取り組んでいこうということでございますのでよろしくお願い

申し上げたいと思います。

それから、今のウミネコの生息数等についての質問でございますけれども、具体的な検証は行われてはおりませんが、一時ウミネコのコロニーとなっていた磯島では建設工事が進んだことで減少していると捉えております。餌づけ体験の再開ということでもありますけれども、ウミネコが再来することでふん害による松枯れ被害の増加とウミネコ生態系への影響が懸念されることから、餌づけ等の再開は難しいものということで町は考えております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 次の質問にちょっと……、町長答弁あったのでちょっとやりづらくなってしまったんですけれども、そこまで答弁あったんだと思ってどうしましょう。これを提案する前に現状をお聞きしようと思っていたんですけれども、一応聞かなかったことにして進めていきたいと思います。何だか難しいですね、何かね。

今、減っているという話はありませんでしたが、やはり先ほど話しました観光客に、おなかをすかせたウミネコが食べ歩きをしている観光客を狙い、すごく悲鳴が聞こえるということが発生しており、店舗はすごく注意喚起とか行っていますが、そういった意味でも難しい問題だとは思いますが、ウミネコといかに共存していくかという策として次の質問ではあります。先ほど話しましたが、ウミネコは4月から8月の繁殖期になると群れて巣を作り卵を産んで子育てを行います。鳥獣保護管理法の関係上、巣が作られる前の対策が重要で、巣が作られていても卵が産まれる前であれば巣を撤去することができますので、この繁殖期4月から8月での対策が一番重要であります。この繁殖期において、例年は磯島内で巣を作り産卵していたわけですが、その卵を狙ってハクビシンが橋を渡る姿も見受けられることがありました。今年も、4月中旬頃から磯島周辺に集まってきましたが、先ほど町長の話もありましたが、公園化の工事が始まっています、産卵する場所がなかったのかどうか分かりませんが、今年はちょっと早くてなくなったという印象があります。今後もどうなるか分かりませんが、やはり公園化してもその後の管理が重要であると思っています。その磯島ですが、昨今はウミネコがいなくなったら今度はカラスの大群がやってくるということがあります。夕方になると恐らく数百くらいは来ているのかなという思いがあります。そのカラスは早朝に近所ですごく鳴いて、騒音面でもすごくうるさくなっているこの辺の対策も必要だとは思いますが、その中でウミネコもやっぱり十数羽くらい磯島にいまして共存しているという現象が見られます。このウミネコの数が少なくなったのではないかという話は、私も実際アナゴ漁をしていてそれが感じられる事象があります。私は、20年前くらいから籠を使

ってアナゴ漁を行っておりまして、夕方に餌を入れ翌朝に籠を引き揚げる作業を行っております。その際、餌は主にサンマを使用しておりまして、引き揚げて籠に残っているサンマは翌日の漁に影響するし、あとは海底にいる生物の餌にもなりますので海に放します。それを狙ってウミネコは船の周りにいるのが常なんですけど、年々それが減少しておりまして、今年はさらに少ない状況であります。餌だけでなく小さいアナゴも逃がす際にすぐに潜らないので、やはりウミネコに気を使いながらの作業を行っておりますので、恐らく松島の漁師の中では1位2位を争うくらいウミネコを見ているという自負はあります。ですので、ここ数年の流れを見てもウミネコは確実に少なくはなっていると思います。現在、今の話をしますと、やはり例年十数羽くらいは群がってきていたんですが、今年に限ってはもう二、三羽しかいないという現状があります。やはり実際に、町長答弁でもありましたがウミネコの調査を実際しているわけではないので不明ではありますが、これは海から見ての感想であります。そこで次の質問、町長答弁ありましたがもう1回やります。今回の質問自体、美しい景観を守るためにはどうたっておりますので、逆行する質問にはなりますが、餌づけ禁止の理由はウミネコのふん害のはずで、少なくなったのであればあまり影響がない形での再開はするべきではないかなと思っております。現在、遊覧船は緊急事態宣言前は土日は戻ってきているが平日は特に厳しいというお話をお聞きしました。現在、緊急事態宣言でさらに厳しくなり、平日運休を行っているところもありますが、松島観光にとって遊覧船は欠かせないものであります。以前は、遊覧船上に舞うウミネコへの餌づけが1つの売りでありましたが、松枯れの影響でこのままでは最大の売りである景観が駄目になってしまうのではないかと、遊覧船の方々の理解もあって禁止となりました。しかし、コロナの影響で経営状況が厳しく、特に平日の乗客数が大変少ないとのお話を受け、一部の方からは餌づけ再開の要望もあります。2019年9月に発表された北海道大学大学院地球環境科学研究員の研究グループは、日本で繁殖する海鳥類10種の過去36年間における全国的な個体数の変化を初めて解明し、その中で分布域が広く個体数が多いと思われていたウミネコが72%減と長期的に減少していることを明らかにしました。景観を守ることと餌づけの再開は相反することではありますが、数が減ったならば害がない程度、例えば繁殖期4月から8月以外の平日ではいいのではないかという思いがあります。一部餌づけを再開すれば食べ歩きをしている観光客が襲われることも少なくともなくなり、気分よく観光することでまた松島を訪れたいくなる1つにもなるかもしれません。また、平日の乗船者数はかなり厳しいので、まずは平日限定でもよいのかという思いがありまして提案させていただきました。改めて答弁のほど、お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ウミネコについては、平成25年に対策委員会設置要綱をつくったということでありすけれども、そのウミネコの要綱をつくるまでも大変な苦労があつて、やつとこういう組織をつくって10名くらいの委員の方を選んで活動し始めたということでもあります。今、杉原議員のウミネコの餌の問題等お話ありましたが、多分海だけじゃなくてこれは農家の方々が、例えば4月から5月に田んぼで代かきとか何か始めると、ばーつとウミネコが寄ってきて、カエルとかそういった小動物をトラクターの前に行つて食べると。だから、どこかでトラクターが代かきをしていると、そこにウミネコがもう群れをなしているという光景が前はあつたんですけれども。ただ、手樽も基盤整備始まつて作付しない期間が何年かありましたので、そういった餌づけの場所がなくなったというのが1つはあつたのかなと思います。それで、全体的に松島湾の中でウミネコを捉えなくちゃならないのではないのかなと思つたのは、この話を実はつい最近七ヶ浜の寺澤町長とちよつと話をしたときに、七ヶ浜では今ウミネコで大変困つているということでありました。これは、二人の冗談話で松島から七ヶ浜にウミネコが皆移つてきたんじゃないのかつていうくらいいるんだそうでありますよ。それで今、ふん害等で大変苦勞しているという話だけは伺つております。ですから、松島がどうの、七ヶ浜がどうということじゃなくて、松島湾全体でこれはやっぱり考えていかなくちゃならないだろうと。確かに、議員がお話しするように、例えば遊覧船なんかでお客さんが餌を少し投げて、ウミネコが寄つて十数羽くらいの群れをなしていくというのは、昔のビデオとかなんかを見れば必ずそういう光景になっているんですけれども、こういう光景も船会社の協力によって今はなくなつてきていると。そのあおりが近隣で、例えばパンなんかを売つている方々のところで油断しているとそのパンを取つて食べると、そういうお話は聞いておりますけれども、ただ全体的に見ていった場合に餌づけを本当にしていいのかという問題は、これは松島だけじゃなくて、先ほどの松くい虫と同じように松島を囲う全体でやっぱり考える必要があるだろうと。これは、商工会青年部のタウンミーティングでも商工会の方からウミネコに餌づけの再開はできないんだろうかということをお聞かせましたが、再開するが上にはやっぱり相当数のことをきちつと考えてやらないと、今、分かりました、やりますというわけにはなかなかいかないというお話を申し上げています。ですから、全体的なものの流れ、それからこれ、ウミネコは渡り鳥で、あとずっと居住するものと二通りあるんだそうでありすけれども、そういったところも考えながらこれはやっぱりいろいろな観点からよく各自治体のお話なども参考にして決めていったらいいのではないのかなと

思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今、七ヶ浜の話を知ったんですけれども、私も七ヶ浜の方とちょっと話をする機会がなかったものですから、七ヶ浜の現状とか、東松島の方とお話しして産卵のときに結構来ているんだという話は伺ってはいましたが、現状七ヶ浜の方とは話していませんでしたので、そういう状況だっというのを初めて知りました。やっぱりこれは松島だけじゃなくて、松島湾全体、近隣の市町村を含めてやはりこういったものは全体で共有していかなければいけないのかなと改めて思いました。また、これは遊覧船の事業者の方もやはり餌づけ再開とそうじゃない方と二通りいると思いますので、こういったことをさらなる情報共有をしっかりと行っていただいて、いい方向に進んでいけばなというものがあります。やっぱり餌づけ再開を希望される方は、そういった状況も分からないと思うんですけれども、ただ一方でやはり遊覧船の方々厳しい状況は変わりませんので、緊急事態宣言で八百八島のクーポン券事業もちょっと販売遅れましたが、やはりそういったことに向けて少しでも観光客が戻ってくるようにしていかなければならないですし、そういった情報共有も事業者と一緒に今後とも図っていただいて、皆さんで同じ方向を向いてやっていただければという思いがあります。

実は、次の質問が私の中で今回は一番のテーマでありますカワウであります。初めにも話しましたが、島々での松枯れ被害の原因としてはカワウの存在が大きくなりつつあります。カワウは体長80センチから85センチメートル、体重1.5キロから2.5キログラムある大型の魚食性鳥類であります。カワウは河川や湖、沼で魚類を採食し、水辺の林に集団繁殖地を形成し繁殖するのですが、水に潜る能力に優れ、捕食可能水深は5メートルとの観察もあります。この水深5メートルだと松島湾内にも当てはまります。また、1日に食べる量も500グラム、体重の3分の1から4分の1もあり、繁殖期にはひなに餌を与えることから1キロから2キログラムも採食することが分かっています。カワウは1970年代までに全国で3,000羽程度に激減し、絶滅の危機にさらされていました。しかし、上野の不忍池など国内数か所に残されたコロニーから次第に分布を拡大し、日本全国にその勢力を拡大していったと言われており、ここ数年カワウは増加傾向にあります。先ほどウミネコのときも話しましたが、コロニーは多数の個体が集まって密集して巣を作って繁殖する場所のことでありますが、カワウは繁殖期以外もねぐらとして利用しています。このコロニーは、木の細い枝や枯れ草、青葉等を直径40センチから60センチメートルの皿型に組み合わせて作るのですが、そこで産む卵の数は

3個から6個で、そこから1か月程度で卵を抱き、ふ化して、約2か月で巣立ちます。水辺に接する場所に作られるカワウのコロニーですが、ここ数年松島湾内にいるカワウは鐘島や寒風沢島、九ノ島などコロニーを転々とし、今は青鰻島にいます。なぜ転々するかというと、島にある松を利用し巣を作るのですが、先ほどウミネコのときも話をしましたが、カワウのふんは多量のリン酸が含まれていて樹木を枯死させるほどの成分があり、島にある松を枯らしてしまい、快適な巣を作るために島を移動して新たなねぐらを作ることを繰り返しています。今は海岸地区の航路沿いにある青鰻島にありますが、既に松が枯れている状況が見られ、次の島に移動するのも時間の問題であります。このカワウのコロニーは、樹木の衰弱、枯死させると全国的にも問題となっており、その対策が必要だと思います。一応、確認のために昨日も確認に行きましたが、やはり100羽以上のカワウが木の上に止まっておりました。また、最初に話をしましたが、カワウは水に潜り魚を捕食するのですが、その魚を食い荒らすなど全国的に様々な被害が報告されております。カワウの被害に遭う魚種として最も多いのがアユで有名です。では、松島ではどうなのか。ここ数年、松島湾内で小魚が捕れないのは小魚のすみかとなるアマモやアカモクの海藻が津波で流されたのではないかという話があります。震災後、藻場が99%消滅してしまい、水質の浄化や小魚の隠れ場や産卵場でもあった藻場の再生活動を行っている特定非営利活動法人が松島にて活動されており、先日も水質改善資材砂だんごを福浦橋から観光客に投げてもらおうという取組を行っているなど藻場造成に向けて大変力を入れているところもあります。一方で、この小魚が捕れないのは温暖化の影響もあるかもしれませんが、やはりカワウの影響もあるのではないかという思いがあります。松島の秋といったらハゼではありますが、ハゼも全然いなくなりました。藻場がなくなったものありますが、水に潜りながら捕食するカワウの仕業ではないかと漁師の間でも話をしております。そういった面からも、早急な対策が必要であります。

そこで、まずはカワウの増加による被害、松枯れや漁業被害をどう認識しているのか、まずそこから伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） カワウにつきまして今質問ありましたけれども、松島におけるカワウはここ数年間増加傾向にあって、特に今議員からお話あったように島々の松には影響を及ぼしていると認識しております。最近では、焼島と九ノ島の間にあります青鰻島がコロニー化しており、青々とした松がカワウのふんによって白く色づいており、また松の葉も抜け落ちております。また漁業被害についても、未調査であり不明ですが、宮城県が実施した名取川系

水系や鳴瀬川水系でのカワウの胃の内容物調査の結果、複数のカワウからアユ、サケ、ボラなどの稚魚など20種類くらいの魚類が確認されたということはお伺いしております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今話がありました胃の内容物調査というんですか、そういった名取川とかでやっていて、やっぱり漁業への影響はあるなど。またあと、先ほど話のありました青鰻島での被害というのを認識されているということで、やはり対策は早急に必要でないかと改めて思いました。また、県もこういう状況を認識されているということであると思いますので、県と一緒にやっていただきたいんですが、やはりもう少しスピーディーに取り組まないと次の島の犠牲が出てしまうのではないかと危惧しております。お隣の福島県では、カワウと人とのあつれきの解消、カワウの地域個体群の安定的な維持を目的に、福島県カワウ管理計画を策定しました。カワウ保護管理計画策定の際は、カワウのねぐら、コロニーの位置とその生息数の季節変化、被害の内容と発生場所、発生時期、大まかな被害量の把握、現在実施している対策といった現状把握が必要で不可欠であると言われております。現状把握から専門家の意見を取り入れたり、管理体制を整えカワウの個体群管理につなげていけるのではないかと思います。個体群管理とは、野生動物対策の基本の1つでカワウのねぐら、コロニーや採食地の位置、個体数の規模等を包括的に管理することです。この個体群管理に際し、目標個体数を決めてカワウの捕獲等を実施する個体数調査と、ねぐらやコロニーの位置と箇所数を調整することで、被害の軽減や地域全体の管理をしやすくすることであり、この計画的な管理こそが被害を減らす一番の方法であり、景観保全につながっていくと思います。カワウは、適切な個体数管理が必要な種と認識されており、鳥類では唯一第二種特定鳥獣管理計画の対象種であります。宮城県特定鳥獣保護管理計画では特定鳥獣としてニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの4種でカワウが入っていないのが現状です。全国的にも、代表的なニホンジカが44都道府県、イノシシ44府県で計画策定されていますが、カワウは7県のみしかありません。まずは宮城県との情報共有が必要であります。このカワウの管理計画についてどう考えているか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からカワウについて質問を受けてから、カワウのどのような被害があつてどうなっているのかなとちょっと調べさせていただきました。確かに、むやみやたらにカワウのねぐらを駆除するとかえって拡散して広がっていくんだということでありました。そのため、カワウ対策としては被害を与えるねぐら等をきちっと把握して、そのねぐら等の

個体数管理、被害地での被害防除活動と組み合わせながら計画的に進める必要があるということ聞いております。また、被害地から半径15キロメートル以内のねぐら等の分布管理と、それを利用するカワウの個体数管理を進め、やはり被害を与えるカワウの個体数を平成35年度くらいまでには個体数を半分くらいまでにしていきたいと考えているようであります。それで、宮城県では個体数群管理、被害防除を目的としまして令和3年3月23日に宮城県カワウ対策協議会が設置され、翌4月には宮城県カワウ適正管理指針が定められました。指針では、被害の現状として漁業被害のほか植生被害も上げており、カワウのコロニーでは樹木の衰弱や枯死に起因し景勝地では景観の悪化を招くとされております。今後は、現在不明である松島湾における漁業被害の把握と景観保全に努められるよう宮城県にも働きかけてまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） やはり、県で様々な動きをされていてカワウの被害等々認識しているということであります。町もまだまだ松島湾における漁業被害をまだ調べていないと思うので、一緒になって情報共有ですね、宮城県と図っていただきながらカワウの管理をぜひしていただきたいというのがあります。実は、カワウのほかに今サギも問題になりつつあります。これは質問通告はしていなかったので話だけになるんですが、サギも多くは魚や貝類、ザリガニなどを餌にして水辺をすみかとしており、林などでコロニーを形成しております。実は、青鰻島にもサギが見られましたが、カワウが多くなってしまいサギが追い出されてしまうという現象がありました。現在は、高城川の入り口にある翁島に移動しコロニーを作り始めました。昨日も近くに行きましたがやはりひなの声もしておりました。これもやはりカワウと同様サギもやはりふん害によって松が枯れてしまう事象がありますので、これも一緒にカワウ同様サギもちょっと対策は必要ではないかなという思いがありますが、物すごく木の高いところにいるのでこれはちょっと難しいなと昨日見ていて思いましたが。やはり景観を守っていくためにはそういったことも含めて早急に対策をしていかなければ、松島観光の柱の1つでありますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。実は、このサギの話も通告後に遠くから見て「あれ、何か白い影が見えるな」といって近くに見に行ったらサギがいっぱいいたというのが、通告後に分かったものですから、それも含めるべきなんですよけれども通告後でしたので、今回改めて話だけしておきます。

今回、鳥の話が中心になってしまったんですが、ウミネコもカワウも今話をしたサギも保護法で駆除ができない中、やはりいかに共存していくかだと思います。ウミネコが減ったから

カワウやサギが増えたのではないかというお話をされる方も実際町内にいらっしゃいました。まずは、そういった調査をしっかりと行って、専門家の意見を聞きながら今後の対策を図っていただきたいという思いがあります。ぜひ対応を早急にこれは町の景観保全のためには早急な対策が必要だと思しますので、そこはしっかりと進めていただきたいという思いがあります。

今回、松くい虫、ウミネコ、カワウ、3つの方向から景観保全についてお聞きしてきました。日本三景松島は、大小合わせて260以上の島々にあるアカマツ、クロマツによって美しい景観が形づくられ、その絶景を楽しめることが松島観光の大きな柱の1つであります。松島はすばらしい景観と月の美しさから平安時代に数々の歌に詠まれるなど古くから人々を魅了してきました。また、江戸時代には松尾芭蕉も訪れその美しさを句にしたり、アインシュタインも月見をするため夫人とともに松島を訪れた際、あまりのすばらしさに絶句したと言われており、伊達政宗も特に瑞巖寺本堂から見る月をことのほか好まれたということでもあります。また、昔は松島は製塩が盛んで、製塩の燃料に使う松が伐採されせつかくの景色が台無しになったということで、瑞巖寺の九十九世の雲居禅師が植林を提唱し静岡からクロマツとアカマツと取り寄せ松島の島々に松を植えたということがあり、昔から景観を大事にしてきたという歴史があります。こういった歴史ある景観を背景に、古くから松島の情景に魅了される方が多く、今現在もすばらしい景観を楽しみに多くの観光客が訪れており、これからもずっと松島の美しい景観を残していかなければなりません。そのためにも調査をしっかりと行い、町や事業者だけではなく県や国との情報共有を図り、専門家の意見を図りながら、ウミネコやカワウ、サギ、そしてカラスもそこに入ってくるかもしれませんが、鳥たちとの共存を考えながら、松くい虫対策とともに古くから大事にしてきた松島の景観を守るため今後ともしっかりとした対策、対応をお願い申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

ここで、コロナ対策といたしまして換気並びに消毒のため休憩に入りたいと思います。

再開を11時いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

次に、10番後藤良郎議員、登壇の上質問願います。

〔10番 後藤良郎君 登壇〕

○10番（後藤良郎君） 2番目、後藤でございます。よろしくお願ひいたします。何か、外野からいろいろありました。通告に従い一般質問をさせていただきます。

視覚障害者への支援についてお伺いをいたします。

初めに、令和3年度の松島町の一般会計補正の予算の中に、暗所視支援眼鏡について予算が計上されていたのにびっくりしました。あら、どういう質問を聞いたらいいのかなとすぐずっと悩んでいましたけれども、やめるわけにはいかないので、言い方を変えながら、6日の補正予算の質疑の先取りになるかもしれませんが、そこはご了承を願いたいと思います。

早速、その予算の中身の、私も見たので、知人の方にこの件を話したところ、正式には6日にどうなるか分かりませんが、そういう方向性で予算が出ているよと言ったら大変喜んでいました。それをまず申し上げたいなと思います。

私は、この件について、2019年6月議会並びに12月議会で一般質問で取り上げさせていただきました。そのときも申し上げましたが、改めての繰り返しになりますが、暗い場所で見えにくくなる夜盲症の方を支援する暗所視支援眼鏡について三たび伺うものであります。

この夜盲症は、進行性の国の指定難病網膜色素変性症としての夜盲のほかに視力の低下や視野狭窄など明るい場所で見えにくくなることなどの症状がある病気であります。また、視力の低下とともに失明につながることもあり、いまだにその治療方法が確立されていないことから今でも難病の指定になっているところであります。そういった中で、このような患者を支援する暗所視支援眼鏡が開発され、利用者から喜びの声が全国から報告されているところであります。前2回ともお話ししていましたが、この眼鏡についてただ価格が40万円と高額なことから、購入するにはあまりにも負担が大きくてちゅうちょする患者が多いというのが実態であります。そこで、改めて以下町長の所見を伺いたいと思います。

1つ目が、これは2019年にもお聞きしたかと思いますが、現在本町の網膜色素変性症という病名を持つ人は何人おられるのか、改めてお聞きをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員から何人くらいおりますでしょうかという質問につきましては、後ほど課長から答弁させたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

難病の網膜色素変性症により夜盲や視野狭窄の方が使う暗所視支援眼鏡は、視覚障害者等への社会参加に有効な物と考えております。今後は、暗所視支援眼鏡を町で購入し貸出しをす

ることにより、日常生活用具への追加を検討してまいりたいと思います。詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町内の網膜色素変性症の患者数につきましては、8月末時点で5人と町で把握しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 課長、その5人という名簿……、それは何をもってされているのかお聞きをします。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町で把握できるのは、身体障害者の手帳保持者で網膜色素変性症の症状を持つ方というところで把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 町としては多分そうかと思いますが、それ以外の部分でも多分おられるかと思いますが、そしてその辺の拾いができたら併せてここではお願いをしたいなど、そのように思います。

町長からも答弁いただいたような感じでありますけれども、ちょっと補正予算も出ていたので答えられる範囲で、通告はしていませんでしたが、答えられる範囲でお答えをしていただきたいなと思います。補正の内容を見ましても、必要時に貸与を行い社会参加の機会を云々とありますが、レンタルということですよ。でしたら、せっかくでありますので、この場でそのレンタルの方法というか、手続みたいなの、今の時点で分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 補正予算が通れば、早速その貸出要項等についても内容を精査していきたいと思っております。ただ、担当課長には今後貸出しをする場合の町である一定程度のやっぱり要項を定めておかないとうまくないだろうということで、素案はできているかもしれませんが、担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） この暗所視支援眼鏡の貸出しに当たりまして、貸出しの実施要

網案を今作成しているところでございますが、対象者はもちろん松島町内に居住しております網膜色素変性症の症状がある方ということで対象にさせていただいております。また、その貸与の仕方につきましては、私どもで視覚障害者ということで把握している全般の方々、また網膜色素変性症の病気を患って視野狭窄、昼間でも視界が狭く歩くのが大変な方というのを申し出ていただいた方につきましてはお貸ししたいと考えております。ただ、この暗所支援眼鏡を貸出しした場合、どうしても機材が大変重く歩き慣れないという点もありまして、メーカーからそういった歩行訓練の研修を必ず受ける機会を設けたほうがよろしいというアドバイスを受けておりますので、そのほかで国でも、全国盲導犬協会の仙台訓練センターというところがございまして、そこに申し込めばご自宅に訓練士が派遣されまして、1日そこで研修を行えると。要項にはその研修を受けてからまず必要時に貸出しを行っていきたいと進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） そうしますと、仮にその要項云々でスタートした場合の貸出しの部分で、その借りる人の借りられる期間というのはどのように。そこまでは設定はされていないのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） こちら、メーカーに参考としてお伺いしながら、1週間をめどにということで貸出しを行おうと思っております。この1週間につきましては、今初めて借りる方につきましては研修を受ける日が必要でしょうと。あわせて、そのまま必要時、外出支援の際そのまま使いたいという希望もあるかと思っておりますので、それを含めると1週間ということで貸出しを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） そうですね。前にも私ここに持ってきて、実際に眼鏡を皆さんに見てもらって、自分も装着をして、重いし、実際にそういう網膜色素変性症の方はやはりこれを使うまでにある程度訓練は必要だという認識はあります。そういう、実際に貸出し、そういう要項についてはこれからなんだろうけれどもその辺も含めてということになると思うんですよね。それで、すごくそういう分からなかった人、またそれを求めている人にとってはすごくいい内容の今回の予算取りの商品であります。周知というんですか、貸出しとかそう

いう要項ができた場合の次の段階で周知みたいなのはどのように考えているかお聞きをします。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町で、まず身障者手帳を持つ視覚障害者の方々全員には町から直接こういう物を貸出しできますと通知文書をお送りしたいと思っております。ただ、お一人で読めない方もいらっしゃるかと思うんですが、その方々皆さんご家族と一緒に住まわれている方がほとんどでしたので、ご家族を通じ知っていただく機会を設けたいと思っております。また、それにしてもくくりが身体障害者の手帳を持つ方と町で把握していますので、それ以外には広報とSNS等を使いまして、周知に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） こういう世の中なのでいろいろ使える媒体があるので、今課長おっしゃったような方向で様々な部分からそのときには発信をお願いしたいなと思います。

2番目に入ります。改めて網膜色素変性症についての町長の認識ということで、先ほど何か町長が語るこの辺も含めて話はあったように私も感じましたが、それ以外の部分で私から補足というか、分かってもらいたいのでお話をしたいと思います。

今年か、去年の箱根駅伝で走った選手の中で区間賞を取ったある某大学の学生がやっぱりこういう病気でありました。この学生の後からの話を聞いた中で、この選手はこういう病気であったために、夜の練習ができないために体育館内を何回も1人で回ったと。あるいは、朝人より早く起きて、その分ハンディを克服するために練習してきたんだって、そういうエピソードのお話を画面を通じてすごく聞かされて、そういう人なんだなって改めて、私の身近にもそういう方がいるので、すごく感動したことを今思いながら、私のこの質問の中で書かせていただきました。この選手の方に、某メーカーから実際に暗所視支援眼鏡を本人につけさせたところ、やはり今まで見えなかった部分がばっちり見えて、本当に解消できたっていう話も記事に載っていたことを申し上げたいと思います。あと、自分の身近にいる知人の網膜色素変性症を患っている人がいるんですが、その方が最近、この間会ったら「後藤さん、最近私視力下がっている」という話もあって、前にも1回装着してもらったんだけど、MW10、HOYAのあれをもう1回つけたいし、つけて見えたときの感動というか喜びが忘れられないと、二、三日前にお話しいただきました。だから、改めて、今まで2回質問させていただいたんだけど、やはりここで質問することは、自分にとってやはりそういう人

たちを救うことにもなるし、自分の使命だなどと思いながら今お話をさせていただきました。

次に、暗所視支援眼鏡についての考え方、もし町長あればお話をいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員が思う、今いろいろお話されていますけれども、そういった方々に必要なのではないのかなということで改めて今回予算化しているのが現状であります。薄暗い場所、それから夜間の行動に制限があるだけじゃなくて、視野狭窄により日中も人混みの中で行動に制限が生じられ日常生活が不自由な方が、暗所視支援眼鏡を使用することによって暗いところや夜間の環境下ではより明るい視界を確保でき、視野狭窄の方はより広い視野を確保でき、社会参加の促進につながるものと考えておりますので、こういったところを前もって私たちが十二分に把握して取り組んでいきたい、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 恐らく購入となれば某販売店からの購入かと思いますが、私もその方とずっと、二、三年前からつき合っていてこの間もお話した中で、「後藤さん、この間MW10の貸出しをしたんだけど、今はこういう新しい物ができているんだ」という話をいただいたんです。それは、新モデルでリモートチャットの機能つきということで、本当に現代的だなど思うのは、MW10のこのカメラで撮ったこの画像をディスプレイと同時に遠隔のスマホやPCで画像を共有できる物に今モデルチェンジになっているんですね。と、同時に専用サーバーを用意して、そのお互いの情報を保管、保護もできるし管理を行うことができるんだと。具体的には、このMW10の映像をご家族のPCやスマホに送れますと。あと、イヤホンつきのマイクでご家族の方と会話もできるよって。最後に言ってくれたのがPCやスマホなどからこのMW10を持っているユーザーとの会話、映像もリアルタイムで見ることができるという新しい物もできたので、私もPRされました。こういう物もどんどん今進化しているので、ぜひ町も分かっていたら、もしそういう方向性になった場合はこれも見ていただきたいなど、そのように思います。

網膜色素変性症自体の町長の認識というのは、どういうふうに考えていますかね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどから答弁しているような感じで、すみませんでした。

網膜色素変性症はどういうふうに見ているかということでありますけれども、議員がお話のとおり国の指定難病の1つで、網膜に異常が起これば、暗いところで物が見えにくい夜盲や視野が狭くなったり視力が低下する病気であると伺っております。中でも、夜盲は夕方に出か

けられなくなり、日常生活がかなり制限されるものと理解しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 繰り返しの答弁、ありがとうございます。

視覚障害者への支援についてであります。今、町長が述べていただいた網膜色素変性症の患者は就労や就学時だけではなく災害時に身動きが取れなくなるなど、生活に困難を極めている状況もあります。また、現在コロナ感染症の影響から非接触が進んでいますけれども、ふだん介助者の手助けで外出することが今後難しくなることが予想されます。こうした災害や非常時、または感染症の中でこの機器の役割は大変大きなものがあると考えますけれども、この点についてのお話をいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 災害時と非常時の暗所視支援眼鏡の役割は大きいものと考えております。ただし、暗所視支援眼鏡を装着した場合でも安全確保のため白杖を使用したほうがよいとの話をメーカーから伺っております。災害発生時における避難の際には、この用具を装着した場合でもやはり同時に家族や地域の方々の手助けが少なからず必要ではないかと考えておりますのと併せて、感染症対策につきましては、どうしてもこの装置をつけて歩くと、その前に初めてつけて歩くのは大変難しいものと考えていますので、そこには歩行訓練センターなどの研修が必要と理解しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それはそれとして、この機器自体はやはりそういう場面でも必要性はかなり高いので、それをミックスしてぜひ考えていただきたいなど、そのように思います。

この器具については、東北では青森市、八戸市をはじめ全国52自治体で採用今されております。仙台市においては、2020年10月に宮城県網膜色素変性症協会から郡市長へ要望書が提出され、前向きに検討する考えが示されております。11月8日の記事にもありましたけれども、小池会長という方のコメントとして要望したときに暗所視支援眼鏡の装着で視界が改善されるけれども、高額で経済的な負担が大きいという説明をされておった記事を見ておりました。それで、この器具を体験したある小学校3年生の女兒の父親の手紙が掲載された新聞を目にすることがありました。「星空の観察が学校の宿題で出された。iPadでアプリを使って観察をしていましたが、本物の星を見せたいと常々思っていました。新しい技術で娘をサポ

一トできるのは本当にありがたいと思っています。この眼鏡をかけ、自宅近くで生まれて初めての満月を観察することができ、夜空を指してうれしそうに眺めていました。帰りに親子で十五夜お月さんや、うさぎといった童謡を歌いながら帰りました」このような内容の手紙でありました。見えなかった物が見える、そしてこの喜び、これはやはり勇気と希望を与える大きな力になると思います。日本国中どこに住んでいても同じ支援を受けられることが大変重要だと思います。今回は補正の中で入り口の手法から買取りということでのスタートではありますけれども、6日に決まれば県内では初めての導入になるかと思っています。そういった利用者の希望に応えるためにもできるだけ早い時期に、私はレンタルから本人が欲しいと言った場合に1割で非課税の方の場合は購入できますので、そのためにはぜひ、何度も申し上げますが、日常生活用具給付事業に入れていただきたい、そしてその患者の負担を図るべきだということを重ねて申し上げます。見解をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回、補正予算で今提出しております、議員さん方にその中で買いたいということで申し上げます。町で暗所視支援眼鏡をまずは2台購入して、貸出事業を新たにやっていきたいと思っています。今まで取り扱ったことのない暗所視支援眼鏡でございますので、どういった貸出しとか、どういったやり方とかですね、実際に貸出しを行いながら貸出しされた方の意見なども聞いて、そしていい方向に持っていくのがまず最初なのかなと思いますので、そこから始めていきたい。町としても、借りる方が気楽に、町によろしく申し上げますと簡単に申し込んでいただければすぐぱっと貸せるような段取りでやればいいのかと思います。ですから、そのためには借りる方の意見などもきちんと把握してやっていきたいし、それからうちの担当のほうではそういった眼鏡を必要な方が実際何人いるのかということでも名簿なんかも作成しておいて、それでやっぱりやり取りしていくのが今後必要なのかなと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 今、町長がおっしゃられた内容でぜひ日常生活給付事業にも入れるように日常性を高めていただいて、質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 10番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

次に、4番赤間幸夫議員、登壇の上、質問願います。

赤間幸夫議員に申し上げます。質問途中、昼食休憩に入らせていただきます。ご了承願いたいと思います。では、よろしく申し上げます。

〔4番 赤間幸夫君 登壇〕

○4番(赤間幸夫君) それでは、4番赤間幸夫です。これより質問の通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、気象予測の専門家や研究機関などでは地球温暖化の影響等様々な要因があるものの、今後ますます台風襲来や集中豪雨被害が多発する傾向にあると警告しております。様々なマスコミ報道等、あるいは災害等に関する参考文献等を見ますと確かにそういった傾向を見て取れるわけでありまして。それで、既に皆様もお読みになった方もいると思えますけれども参考までにお話しさせていただきますと、昨日9月1日防災の日です、河北新報の朝刊の社説に「防災の日に考える」と題しまして、災害時に市町村が出している避難勧告がこの5月に法改正がありまして避難指示に一本化したということで、その改正からいわゆる3か月がたっておりまして。この間、7月には静岡県熱海市、8月には西日本を中心に長野県も含めてでありますが大雨による被害が相次ぎ各地で犠牲者が出たと。水害が心配な季節はしばらく続きますよと。そして、避難情報の意味を再確認し災害に備えたいという社説が載っておりました。社説としての肝どころといいますかそういった部分については、もし読んでおらなかった方がおるとするならば、家に帰られてから、あるいは河北新報をスマホとかパソコン等で閲覧もできると思えますので、そういった情報媒体を使いまして情報入手されてはと思えます。

今回の質問であります、私は常々行政の最大の役割は町民の生命と財産をいかに守るかという使命を負っているんだということ、もちろん私も議員としてもそれを第一義の議員活動として踏まえて活動を行っております。こうしたことから、そういった視点に立っていかん防災・減災を追求していくかということでもあります。町民への情報提供とともに、常日頃から備え、あるいは注意喚起を町民の皆さんに向かって促す意味からも今回の質問に及んでおります。なお、これまでも数多くの議員の皆さんが災害関係、防災・減災等を主眼として質問をさせていただいておりますから、それらに対する町からの答弁も私は今回理解した上で、さらに今回の質問に及んでおることも踏まえ答弁いただけたらという思いであります。

まず、第1点目であります。町は積極的に町民、事業者からの情報収集に努め、情報分析したものを町民に提供することで防災減災に努めなければなりません。特に、季節を問わずスピード感のある対応、取組が求められていることは当然のことでもあります。町民に向けた防災・減災の町としての取組内容、さらにはその取組の町として捉えておる方針をお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町民に向けた防災・減災に対する町の方針につきましては、これまでも説明させていただいておりますが自助・共助・公助が相互に連携を図りながら防災・減災に努めることを基本として取り組んでいるところであります。自らの命は自らが守る、これが自助でありまして、自分たちの地域は自分たちで守る共助、そして行政はそのような活動を最大限に支援する公助の取組を進めることによって住民一人一人の、そして地域の防災力を向上させ被害を最小限にすることが必要であると考え、ソフト・ハードの両面において事業に取り組んでいるところであります。

取組内容等については、危機管理監から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 防災・減災に対する取組内容につきましては、まずソフト事業に関するものとして河川や津波の最大浸水想定区域や土砂災害警戒区域、こういったものを反映させました防災マップを作成いたしまして全戸に配布いたしております。また、河川では重要水防箇所の合同巡視を行っておりまして、さらにSNSを活用しました情報発信の充実、備蓄品の整備等を図っております。さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営などにおきましても、各地区を回りながら自助・共助に対する意識向上と併せまして対策に取り組んでいるというところでございます。

また、ハード事業につきましては河川の堤防強化や河床の掘削、港湾・漁港施設におきます防潮堤の整備、これらにつきましては、ハード部分につきましては国県などの管理者が主眼として取り組んでいるところでございますが、町としましても国県が加盟する減災対策協議会、こちらの場を通しながら関係機関と連携して事業の推進というものを図っているところでございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながらソフト・ハード両面において、自助・共助これらの活動を支えるような取組をできるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ただいま危機管理監に答弁いただいた中に、防災マップ、現在町民の皆様には配布されておるものですが、平成30年11月に作成され配布されておるものです。この間、気象庁の災害情報、今回前段でお話ししましたが避難指示等の扱い、避難勧告から避難指示等の扱い5段階について変わっておるのをはじめ、何点かこの間の取扱いに当たった考え方が変わっておると思いますし、防災計画も先ほど答弁にあったようにコロナ禍の

中での避難所設営等も含めた考え方についても織り込みであろうかと思えます。そういったところも踏まえて、防災マップ自体は今後若干の見直しも含めてであります。再度改訂等を発行する見通しとかそういったものはおありなんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 来年度早々にという、更新をかけるというようなスパンとしては現在のところは考えてはいないんですが、今宮城県で津波の浸水想定区域であったりとか、さらには一部河川の浸水想定区域の更新作業、さらには先ほど議員がおっしゃられましたように避難情報等の改定もなっておりますことから、その辺の情報を収集しまして改訂の準備は進めてまいりたいと考えております。市町村レベルだと大体5年に一度くらいの割合で改訂が行われているということもありますので、その辺を県の情報の内容更新と合わせてできればと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 昨今、携帯、スマホ、iPadを含めてそれらの情報媒体を活用した防災情報の案内等を出されているわけですからそういったものを活用し、時々刻々変化する例えば台風ですとかあるいは地震発生からの経過を踏まえた対応措置だとかですね。あるいは、最近よく耳にしますけれども梅雨前線等における線状降水帯の発生等も、雷雨を伴ってですけれども、雷ですね、そういったものも踏まえて発信されていますから、随時発信されていると思います。

そこで、ちょっとお尋ねしておきますが、携帯、スマホ等を活用しての町からの情報発信として登録者数ということになりますか、その辺は何人くらいになっていますかね。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 安心安全メールの登録者数ということかと思われませんが、現在約2,600人程度ということになっております。昨年度が2,500人くらいだったので100人くらいは増加しているということになっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ただいま登録者数2,600人、現在、という状況でありますけれども、それは町民の部分であくまで登録者数という理解ですかね。それとも、町外等も含めると、町に勤務者の方々がおられる関係もあるからですけれども、そういうところも含まれてなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 登録者の情報としましては、町外とか町内ということではなくて名前だけで管理しているので不明なところではあるんですが、例えば町内に高齢者の方がいらっしゃるって独り暮らしだとかそういう方が、娘さんとか息子さんが心配で登録をされて、何かあったらすぐ連絡が取れるといったような方もいらっしゃいますので、町外の方も含めた数にはなっております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 確かに、今さらにその部分をお聞かせ願おうかと思いましたが答弁いただきましたので分かりました。

皆さんの中で、日中勤務されていますから、土曜日かな、1週間まとめてNHK朝の連続ドラマ「おかえりモネ」という番組が放映されています。気象予報士としての活躍と、あるいは実際気象を題材にした構成等も映像として見ることができるわけであります。町民の皆さんの中でも朝ドラは結構な視聴率を稼いでいるようでありますから、そういったところも踏まえて関心の及ぶところかなと思っています。それで、ここから今回災害に備えてということで、タイミング的には本来6月の定例会あたり、あるいは5月の後半に何かそういうお話しする機会があればと思っていますけれどもそれがなくて、6月の定例会に出そうかなって実際は引っ込めた経緯、自分としては持っています。ですので、若干の様子見になったんですけれども、実際7月号、8月号、9月号と町の広報が発行されたわけでありますけれども、残念ながらこういった水害等を中心にした、あるいは自然災害等を中心にした備えについての記事というのは、一昨日配布になった町からの広報、折り込みチラシとしてあります地域包括支援センターからの「スマイル」の裏ページに載っていたという程度だったんですね。本当は、タイムリーにはやっぱり台風シーズンあるいは春の梅雨前線通過、秋雨前線、そしてここからまた台風等でいくとこの3か月のあたりはどこかで特集を組んで、前にもこういったお話ししたかと思えますけれども、組んでもらえたらなという思いでございました。この後またそういった部分について触れてお話しさせていただきたいと思いますが、今回質問に及んだ最大の、やはり出さなきゃ駄目だなというふうになったものは、そういったところに質問の機会を捉えてという思いで質問させていただいています。

それで、まず、情報周知として有事想定を常に前提にしながらも日常防災行政無線、これまでも何とか難聴区域だとか、あるいは風向きとか地形等によってなかなか聞こえづらい、理解しづらいということがあったりして、行政区単位での役員を中心にしたその補助、子機と

いうんですかね、そういったものを配付していて対応しているかと思います。今現在、そういったものについての対応に当たって、まず、本元の防災行政無線自体は感度的にはどんなあんばいなのでしょう。町民の皆さんから何かお話出ていませんか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） その際の気象状況によりまして、やはり聞こえにくいとかそういったところのお話は、流した際にすぐ電話がかかってくるとかそういったことは数件あったりしている状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 防災行政無線の設置以来、もう既に丸々5年は過ぎていきますよね。そして、その間にもいろいろと町民の皆さんからのご要望等を組み入れながらアンテナ等を立てて、さらに拡張するネットワークを組んでとかですね。あるいは、先ほどお話ししましたけれども、子機をつけてよりスムーズに情報伝達がされるようにということで対応したと思うんですね。そういったことから、その部分についての反響についてはどうでしょう。変化がありませんか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） やはり、戸別受信機を設置した世帯については情報が確実に伝わるということでよかったというような反応はいただいております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それでは、さらなる難聴区域とかそういったことはあまりないという理解でよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今、まだ設置が完全に終わっているわけではないので、全て終わってからどのような形になるかということはあるかと思うんですけれども、やはり地形的に戸別受信機でも入りづらいところというのは配付しながら発生してきてはいるということは認識しておりますので、今後そのようなところの対策というものは検討していかなければならないなと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 私の知り合いの方もその戸別受信機等配付いただいて、役員の間はそれでもってまずもって何か有事想定の際には自分のエリア範囲で高齢者宅とかですね、走ってでもお知らせしようという、いわゆる責任をもって対応してみたいということでお話あり

ましたけれども、それは貸出ししたら全部その中で回してもらってということになっているんですか。それとも、場面によっては返還されてきて、それをまたどこかその空白のところにお貸出しするとかそういう形を取っているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 行政委員さんについてはそのまま行政委員になられているときはずっと、確実に情報伝達が必要ということでお貸ししているような形になるんですが、辞められた場合にその方が難聴区域になっていなければそのまま引き上げさせていただいて、という形になって、その分は次の行政委員さんの分に回らせていただいているというようなところになります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それと併せまして、防災行政無線ですけれども、朝6時、お昼12時、夕方5時ですか、3回、朝ですと「野ばら」か何かを曲目に流されていますけれども、それはそれなりの意味があって流されているんですよね。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 市町村によってばらばらになってはいるんですけれども、当初の考えはちょっと私も存じ上げてはいないんですけれども、私聞いている中でやっぱりその時期というか朝、昼、晩というのに合わせた形での曲の選考になっているのではないかと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 私言いたいのは曲が問題じゃなくて、その無線が、いろいろな気象条件でも何でもそうですけれども、毎日のように必ずや定まった時間に流されると。流してその具合を見るということも1つの、その機材としての機能確保というんですかね、そのための措置ではないのかなと思っているんです。実際、私がかつて勤めた部署ではそういったことも念頭に置きながらチェックさせてもらっているというような状況ですけれども。もしそういった取扱いとか理解がないとすれば、そういったことももし防災無線の管理、あるいは設置してくれた業者にも参考までにお伺いするといいかと思いますけれどもね。

それでは、次に移ってまいりたいと思いますが、今度はいざ有事想定ですけれども、備えとして常日頃から非常備消防団あるいは夫人防火クラブ等々と、このコロナ禍の中でありませけれども、何らかの形でお話合いの場面を持つとかですね。何か形を変えてとかいうか、あるいはメール等でのやり取りでも構いませんけれども、テレビ等でそういった番組があるとき

番組を紹介していただいてぜひとも見ていただきたいとかですね。実は、私がずっとほとんど欠かさず見ているものにNHKの「クローズアップ現代」で災害情報とかですね、常にと
うか、タイムリーに出ていますから、そういったときを捉えてでもぜひとも関係団体に情
報を提供するなりの方策も1つの方策かなと思っていますから、そういったことを考え及ん
ではないかなと思って、まずは参考にお伺いしておきますけれどもどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 情報収集ということでよろしいですか。毎回見れるわけではない
ですけれども、NHKだとNHKプラスとかでいつでも見れるような形になっておりますの
で、そういったものを日頃見るようには心がけております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 災害が起きてからの行動は、町では、災害が予測されるあるいは災害が
もう間近に来ようとしている、あるいは災害がなくても多少の被害程度で過ぎ去った後とか
ですね、3段階くらいにタイムランでいろいろと研修なんかもすると思うんですよね、毎回。
そういったことの結果なんかも、ホームページなんかにアップしていただいといますけ
れども。ホームページをちょっと見させてもらおうと、ホームページ見た人からの感想も踏ま
えてですけれども、町のホームページちょっと分かりづらくなっていう声があります、正直
ね。ですので、何か工夫の余地があるのではないか、あるいは町独自でもっと平たく掘り下
げて、実際あれは国とか気象庁とかあるいは県とかそういったものの情報をそのままぼんと
載っけるのではないのかなと見受けられる部分もあつたりしたものですからね。そういった
ことも話題にされたりというのがありますから、その辺も常にチェック入れてもらおうと助か
るなと思います。これは要望ですけれどもお願いします。

それでは、次に移ります。

質問の2つ目であります。町の体制、対応や町民側の対応について、これまでの既往水害や、
近隣、台風19号の一昨年の被害なんかは隣接する大郷町で大変な被害が及んでおりますけれ
ども、あるいは全国至るところでの市町村の水害被害、記録映像等を基にした、被害が発生
しています。町はそういった被害をもって、町の想定する地域、エリアが同様なケースの地
域があろうかと思っていますけれども、そういったことを検証することは大変重要だと私は認識
しております。それで、総合防災訓練、なかなかコロナ禍で開催はできないんだなどは思っ
ています。それで、そういったときであっても常備消防、非常備消防、そういったところの
方々と、リモートの的に参加いただいたりして、町としてできる限りの最大限の対応を町民の

皆さんに向かって発信する必要があるのではないかと考えております。そういったことについての、コロナ禍になってもやはり時間の経過とともに災害に対する備えというんですか、対応が薄らいでいく、時間の経過とともにですね。ですので、機会毎ごとに町民の皆さんにお話ししなければならないのではないかなという思いでありますので、そういったところの考え方についていかがお考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 様々な災害想定、これらに対応した総合防災訓練、これについては重要であるということで認識しております。それを踏まえて、町としても毎年、近年の自然災害、それらを踏まえました防災訓練を計画しているというところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 私の住んでいる地域、初原区でありますけれども、初原区でも現在のところ延期という状況で見えております。他の行政区でも大体同様な状態かなと考えています。ただ、いざ災害が想定されるような気象状態になった場合に一つ参考にしていただければと思って、議長の許しを得て今日手元に安否、あるいは自宅に、私の場合は目の前に電柱があるんですけども、電柱に添架するというような状態で、これは避難しましたって、ちょっと墨薄らいでしまっただけですけども、避難していますという目印の旗なんです。町からいろいろな情報を受けて行政区の自主防災組織が中心になって具体的には行政区の班長さん方が中心に各高齢者宅、独り宅等見回りながら、避難状況なんかをつぶさに取りまとめ、場面によっては町に報告する等必要になってきますからね、そうしたことをやっておることです。どこかほかにも、こういった事例で参考になるような対応をしているようなところはありますか。あるいは、今回このことを受けて、何か参考になるなということに使えますか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 避難したよとか、避難しました、そういったフラッグを使った避難の在り方につきましては、町内でも、若干前にはなるんですけども、松島区の一部の区の方で導入しているというような実績はございます。東日本台風の際、そちらは大郷町でも避難しましたというようなフラッグを使って避難誘導を図って、犠牲者の方とかが発生しなかったということで、それも減災対策協議会の中で大郷町の町長が発信しておりました。これらについては、今後有効であると考えておりますので、各地区の避難訓練とかそういった際にはこういった例もありますよということで周知を図っていただければと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それから、これも日常生活の中で常日頃から減災、災害を幾らでも少なくするための方策の1つに、最近よく専門家の皆さんなんか特になんですけれども、地域コミュニティの在り方が大切だよと、もっと平たく言うと隣近所の方々との挨拶、朝の挨拶とか夕の挨拶とかそういったいわゆるオハゴワ言葉っていうんですけれども、おはようございます、ご苦労さま、こんにちはとかというね、そういったことの会話は常に潤滑油として、いわゆる名前は知らなくても隣のあるいはもうちょっと離れた先隣でも結構なんですけれども大切だと。これが、最終的には、もし災害等発生した場合には、遠方の血縁者とかそういった方々の応援もさることながら、隣近所等の助け合いが重要になるということになるかと思うんですね。そういったお話し合いというのは行政から仕掛けをするというのはなかなか難しいことだと思いますが、もしコロナの収束等が見えつつあった場合には、あるいはどこか避難所に避難するような場面が出たときの時間の合間を見てとかね、そういったところにかようなことを常に皆さん大事だからねっていうくらいの話をする必要の場面が出たときには、どしどしそういったところをお話ししてあげてほしいなと思うんですけれども、そういったことはどうでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） よく言われる向こう三軒両隣というような考え方にはなるかと思うんですけれども、やはり先ほども申し上げましたが自助・共助の部分、その共助の大切さにつきましては、必ず地区の訓練に行ってお話しさせていただく機会があるんですけれども、そういったときは必ずそれは申し上げて、説明させていただいております。今後も、その辺についてはさらに徹底させていただきながら、共助の大切さというものを訴えていきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それでは、もし、今現在ですけれども、コロナ禍が猛威を振るっているという状況下ですから、先行き見通しについてはまだまだ予断を許さないというんですかね。要は、町としての防災訓練についての対応、考え方については、最低限11月中旬くらいまでにはとかなんか、スケジュール的に描き出しているとかそういったことはないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 当初、行政区長会とかでも既に説明しているんですけれども、10月の下旬、23日くらいをめぐりに開催するよというような方向性で調整しておりましたが、近

年のこのコロナ禍、緊急事態宣言区域に追加されたということも踏まえまして、なかなか当初の予定どおり実施することは困難な状況になっているのかなど。ましてや、防災関係機関、それらもリスク回避という観点からなかなか協力もいただけない状況になっているものと認識しております。そのため、町としましては幾らか縮小した形にはなりますが、当初の企画から今見直しを図って、どのような形で開催できるか、今まさに検討しているというところ
です。（「休憩」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） ただいま、休憩の意見がありますので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

議長からお知らせいたします。9番太齋雅一議員、午後からの会議を欠席する届出がありましたのでお知らせいたします。

それでは、4番赤間幸夫君議員、質問願います。

○4番（赤間幸夫君） それでは、災害への備えは万全かということで、これまでは往々にしていわゆるソフト面を中心にお話し申し上げてきました。それで1つ、最近の松島の行政区域内をいろいろ歩いて見ていると、太陽光等の設置進出が特に目に映るわけでありましてけれども、当然水害助長要因にもなり得るわけですから、そういったところについてその施設周り、農地でしたら田んぼ、畑等に設置されておりますからそういったところの部分ではある程度理解を、いわゆる水害軽減のための措置が取られていて対応しているというところも見受けられるので理解するところでもありますけれども、一方では初原区でいうところの宮ノ入、あるいは幡谷側から見れば通称オハカ山と言っています泉ヶ原の部分でメガソーラー等が進出されていて、空いたところには単純に太陽光発電施設が設置されているだけでなく、治水対策も施されて、専門用語的には雨水排水の抑制措置としてのオンサイト貯留なんかも終えられていますから、そういったところの部分についても町の巡回パトロール、当然事業者側は巡回パトロールしていると思いますけれども、そういったところも町側もたまには見ていただけたらなという思いでありますし、一方で根廻、左坂の部分でも大規模な太陽光発電事業を、これは事業地内に、下流域になりますけれどもため池等存在していますからそういったところの部分なんかもたまにはパトロールしながら見てもらうと。それから、高城、

磯崎地区の団地群には常日頃から住民の皆さんは道路側溝、ます、そういったところも見て情報を持っていますでしょうし、その行政区の区長さんなんかは声がけすると大体点検しているようですし、そういったところもお話を伺うなりして、やはり水害が予測されるような気象条件に入る前には点検パトロールを協調して見ていただくように、これは要望としてお願いしておきたいと思います。

それでは、次の3つ目になりますが、町民の生命、財産を一番先に守ることが我々の宿命だとの町長の考えが先ほど来示されてきておりますけれども、行政課題の第一義に据える様々な災害想定に対する町長の危機管理についての認識をこの機会に伺っておきたいと思います。昨今の、特に先ほど冒頭お話し申し上げた静岡県の熱海なんかは、不動産業者が自分の自己所有地だとして沢地に一定の造成工法をもたないままにどしどしどしどし土捨て場と称して放置したり、堆積させたりしたものが長年の経年変化でもって表面が樹木等で覆われ分からなくなっていく、それが数年後に想定外の集中豪雨がもたらした山膨れ、山津波というふうな現象を起こしたというのがあのスタイルです。気象庁では、避難指示等を発するような情報も一方では流しておったのに、地元の市長は避難指示までには至っていなかったというように、今日の朝6時くらいの時間帯でしたかニュース等でやっておったようですけども、そういったところも踏まえてみれば、ああいったところでは空振り結構なんですね、本当はね。一国の主として自治体の首長はそういう指示をそれこそ判断を持って指示発令して、空振り町民の皆さんは怒るようなことはないと思います。ですので、そういったことも踏まえて見た場合に、現在町長としてそういった情報なんかも受けて、自分としてはどういう判断に至るかなというところのお考えを持ちでしたら、その認識たるところをお知らせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町民の生命・財産を守ることは最優先であることは変わりません。避難情報を発令する際には、空振りを恐れることなく早期に情報を発信し住民の命を守ることを最重要視しております。さらに、東日本大震災の経験から災害発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、様々な災害から被害の最小化を図る減災の考えを基に、関係機関などの協力を得ながら災害対策に万全を期してまいりたいと思います。

それから、今議員がお話しされた静岡県の熱海の土砂災害につきましてはいろいろな報道がされておりますけれども、あの土砂災害以降、また気象庁から我々自治体にもホットラインで連絡が入って早め早めの情報ということでありますので、それ以降の、実は松島でも雨水、

雨が多く降ったときがありましたけれども、そのときも早め早めに向こうから情報が流れて、避難を促すような電話であったり今後の予定、雨量の状況だったり、携帯にすぐに入ってくるようになりましたので、災害を予想してまたそういう連絡網が確立してきているというのが現状であります。また、気象庁はあの経験からかと思えますけれども、早め早めに出すという、空振りじゃなくて素振りだと言っていますけれども、どちらでもいいんですけども、早め早めの情報を出していくというのがこの頃の傾向でありますので、それに沿って我々自治体もすぐに行動を取って、町民の生命安全と財産を守るということに徹するのかなとは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひとも、そうですね、自分が思った時間帯の5分前、10分前というのは即座に時間の経過というのはありますから、今回あぁいった事象を見させてもらうともうちょっとあと10分、15分早ければなという悔いだけは残したくないという思いで見えていました。ぜひともそういった、今町長の答弁にあるように、町長はそういうところは速やかに出していただけるようお願いしておきたいと思えます。

この災害に備えてということで、3点にわたっていろいろと町からの回答をいただきました。今回、この質問に当たって、タイムリー的に河北新報の朝刊社説を読ませていただきますと、社説の後段に避難情報を行動に結びつけるには行政、消防団、住民が防災の知識と危機感を共有することが重要になりますと。気象庁の避難情報に対しての改正後ですから、行政はより一層住民が情報を理解し判断できるような広報活動や防災教育が求められておりますと。高齢者等避難指示が出たら、危険な場所にいる高齢者、住民は直ちに避難を始めてほしい。一方、発表前であっても自分の住んでいる住まい、周り周辺、周囲において異変を感じたら、自らの判断で動く心構えをしておきたいというふうに、全ては身を守るタイミングを逃さないためだと社説ではまとめております。以前、平成26年、27年あたりだったと思えますけれども、町の消防防災啓蒙啓発、町と関係する関係団体の消防防災関係団体として研修等の役目を担った塩釜地区消防事務組合OB職員を配置しておったかたと思えます。いつの間にか、よくよく話し込まないうちに空席になりそしてなくなって、なくなってというのはその本人はまた別なところでお仕事されていますけれども、町のホームページだったりそういった情報も含めてですけれども、町独自のそういう防災意識の高揚のための研修をぜひとも確立していただいて、町民が速やかな行動を取れるように対応していただけたらなと思えます。

私自身、農家生まれ育ちですから、田んぼ見回り点検する際、あるいは河川を見るにつけ、

あるいは土木関係の業務経験も結構長くやっている関係もありますから常にやはり安全性という面で現場を見がちであります。大丈夫かなというちょっとした気配りというんですか、目配せ、目配り、そういったものが常日頃からの備えとして大事かと思しますので、皆さんにあってもそういったことを念頭に置きながら行政サービス展開をしていただければと思いますので、その点最後であります但よろしくお願ひしたいということで、この質問については終わらせていただきます。

次に、質問の項目2つ目といたしまして、町営墓地と共葬共同墓地等に対する町の姿勢についてお尋ねしていきます。

現在、多くの自治体では人口減少が進み、かつてのように跡継ぎにお墓の継承を期待し、墓地を管理運営し続けることは難しくなってきました。そうした状況、背景を受けて1999年には墓地埋葬等に関する法律の施行規則が一部改正され、無縁墓、いわゆる無縁になるお墓の改葬手続が簡素化されました。こうしたことを受け、無縁墓の改葬数が全国的に増えてきております。私が初原で管理している墓地管理組合管理下の共同墓地に当たっても同様なケースがぼつぼつと生まれています。平成23年第2次一括法、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗に言う地方整備法と言われているけれども、その第24条に墓地埋葬における許可監督権限の一部改正で、都道府県知事から全ての市あるいは特別区等へ権限の移譲が立法化されています。墓地埋葬法では、行旅死亡人あるいは独り暮らしで頼れる身寄りがない方、あるいは低所得で資産も少ない市民、町民、村民がもし亡くなった場合に、火葬等の費用をその自治体が出して本人の思いとは別に無縁納骨堂等に納められることとなります。町内には様々な形態を有する墓地が存在しますが、今回の質問では共葬共同、あるいは墓地管理組合等墓地等の管理と、町営墓地、これは町営墓地条例、平成6年松島条例第16号の前改正から現在の条例平成18年9月8日付で制定された条例第22号に対する町の姿勢について伺ってまいりたいと思います。

第1点目であります。町内に点在する様々な墓地とその形態別の墓地実態の把握はいかようになっておりますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町では埋葬等に関する法律や松島町営墓地管理条例に基づき町民の公衆衛生、公共の福祉の増進を図ることを目的として墓地の新設や改葬等の許可を行っております。

町内には、町営墓地のほか寺院墓地や共葬墓地が存在しますが、その内訳等につきましては

担当課長から答弁させます。

また、このことについてはさきに各議員から質問がありました件もございますので、町長答弁につきましては副町長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、町内の墓地につきましては、現地確認や資料、それから経営者の聞き取りなどで把握している内訳といたしましては、町営墓地はまず2か所、それから寺院墓地が11か所、共葬墓地、地域で管理しております共葬墓地が13か所、合計で26か所となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町の墓地管理条例にうたわれている2か所、それと寺院墓地11か所、そのものは別といたしまして、今答弁にありました共葬墓地、各行政区単位で見たときに北部、私ども住んでいる……桜渡戸、初原等々、本郷地区等も含めてですか、根廻地区も含めてですか、そういったところの共葬墓地13か所、トータルで26か所存在しているわけでありませけれども、いろいろと文献等を見ていくと昭和二十二、三年頃から平成23年くらいまでの間に墓地埋葬等に関する法律が十四、五回、14回くらいだと思いましたがけれども、変更改正されてきております。全国自治体の約3分の2は自治体で墓地を持っているという形です。いろいろな形はあろうかとは思いますが、例えば松島町のケースのような墓地形態ですかね、町営墓地の形態ですかね、そういったものも含めてでありますけれども、あとの3分の1は共葬墓地等で墓地管理組合ですとか、あるいは古いところでは昔からの墓地発生の生い立ちであります契約講組織、今はほとんど町内には存在がなくなっておりますけれども、そういった形態の墓地ということでありましようと思えます。それで、ここでお尋ねしておきたいと思っておりますことに、墓地自体はやはりいろいろな発生の在り方があって、管理するのはそれぞれにアろうかと思えますけれども、公共施設とは取れ得ないと思えますけれども共益施設にはアろうかと思えます。そういったことで見るならば、墓地自体はやはり公的団体、はっきり言えば自治体の管理下に置かれるのが適切ではないかと私は考えています。現に、私がかつての職歴的にこの仙塩地区で塩竈で市営墓地等の管理担当も行った経験もありますことからですけれども、そういったところの考え方、経験則、そして七ヶ浜の蓮沼墓苑、これも町営、そこから500区画くらい借り受けて多賀城が市営墓地として存在させたり、あるいは利府町ですね、そういった形でこの近隣の周りの2市3町の実態を見ても、どうも

私は本町における墓地管理条例の在り方そのものに疑問があつてならないわけです。そういったところから、今回の質問にも入っています。

ですので、質問の2点目になりますけれども、墓地の管理に対する行政の関与、事務分掌としてこれは明確にうたっておると思いますけれども、現状の町営墓地条例と私どもが管理している初原墓地管理組合が管理する墓地等に、管理の在り方に差があるのはおかしい。はっきり申し上げて、墓地管理条例でうたわれた指定管理とかそういったこと、あるいは永代使用地として貸し与える形態で金額が入り、あるいはそれをもって現況を精査させていただけば、ほとんど必要とする町民に貸し与えることのできないような現状、現場が存在しているような状態。年間に、こういった時世ですから、後継者とかあるいは家督相続とか含めてですけれども、家を継いでお墓守という形で長男等が引き継ぐケースがなくなれば、自然と改葬をしてどこかよその地にお墓を設けるようなケースになって返還されるような墓地とかですね、みたにせよそうそう個数は多くはないだろうということであります。ですので、町民の皆さんから墓地の永代使用を認めてほしいとか、そういった申請についての状況は、今現在どのような状態になっていますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 直接、今最後に申し上げました永代使用の話ですが、その件に関して町営墓地以外での問合せというは、私が総務課に来てからはちょっと聞いてはおりません。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 松島のケースで言えば、26か所墓所としてお調べいただいた中で寺院墓地が11か所、これはもう既に檀家等で決まって存在していますからあまり発生しないでしょうけれども、共葬共同墓地については13か所あつてその中で現実に不特定多数の方が借り受けられる状況になるものは本当に少ないと思います。私ども、初原で墓地管理組合を形成してあらまし2年になりますけれども、墓地返還されたり、あるいは新たに手つかずできた墓地を貸してほしいということで貸せないということも来ていますけれども、そういった墓地を見たときに、町民の皆さんではやはりどこか墓地ないですかねっていう相談はあります、現実に。お寺に行って相談するとかなり高額の永代使用料が発生するという状況です。そういったところから、何とか町民の皆さんに墓地を貸していただけないかという声もあるわけでありましてけれども、いかんせんどのくらいの方々が墓地を必要としているのかも実際私自身は調べたことはないですけれども、町としてもその墓地、需要というんですかね、ついでに調査とかはしたことないですか、これまでずっと。担当課長になって日が

浅いということでしょうけれども、これまでは。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私、以前も含めて、記憶のあるところでは調査自体はないかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ずばりお聞きいたします。平成18年に町営墓地条例をしいたときに、町全体で既に同じような形態の墓地が13か所以上かもしれませんけれども発生しておって、そのことのいわゆるそごというんですかね、公平性とのバランスとかですね、そういった検証も含めてなされたことはないんですかね。その辺の話はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、平成18年の条例改正につきましては、ご存じのとおり指定管理に伴って三浦墓地と古浦墓地、指定管理が可能となるように全部改正を行ったということです。それから、今出ています共葬墓地に関しては、議員からの質問も受けまして改めて近隣市町にも確認をさせていただきました。基本的には、いわゆる市町村営墓地とそれ以外の地域で管理運営しています共葬墓地と言われるものについては、幾つかの、本当に数か所しかありませんでしたが、墓地管理条例というものをつくって市町村営以外の墓地ということで、読むと大体7条くらいの条例で書かれてはいるのですが、具体的に直接市町村が管理してはいないということですので、あくまで町としては、先ほどちょっと出ましたが公共施設である町営墓地の2つの三浦、古浦についてはやっぱり設置管理条例を設置した上での管理を町が行う責務というのがあると理解しています。ただ、共葬墓地については、現行の墓地埋葬法等に関する法律は昭和23年ですが、それ以前の国の規則、それ以前から多分あったものと思われて今日ではみなし許可の墓地と見なされていますので、それについては確かに公益性はあると思いますが公共施設でない限りにおいてはなかなか町として管理を直接行うというのは難しいと認識は持っております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ここであまり論争しても始まらないと思っていますけれども、公共か公益か否かを問わずでありますけれども、その物件というんですかね、この場合墓地そのものの発生形態なり生い立ちはほとんど、先ほど町営墓地と言われた2つの墓地と何ら現地を見る限りにおいては変わりはないんじゃないかと思っておりますけれども、そこに行政が町営の墓地管理条例をしくに当たって、他の共葬儀墓地等の実態を踏まえながらいずれはそこ

に組み入れていこうとか、何かその論議というのはここ十二、三年の間でなかったんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そういう考えはなかったと、私の知る限りでは思っています。これは、何回も行ったり来たりするかと思いますが、他の自治体にも確認しましたが、共葬墓地確かにほとんどの市町村に当町と同じような墓地はありますが、実際墓地条例をつくっているのは3自治体のみですし、そこについても実態として管理はやはり地域で管理して、行政においては一切管理には関与していないというお答えでした。また、平成12年の厚生労働省の通知、今後経営許可を行うに当たっては確かに地方公共団体、それから宗教法人、公益財団法人が望ましいとなっておりますが、それ以前のものについて公営化することを義務化したような指針では決してないと理解していますので、確かに言われることも分からなくはありませんが、現存する共葬墓地13か所を今後公営化していくというのは現実的にはちょっとできないと考えています。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） どのタイミングでその辺の取扱いなりあるいは考え方が変わるかどうか分かりませんが、要は松島町のように高齢化が進み、高齢夫婦あるいは高齢の独り身の世帯、そういった方でいわゆる将来ともそういった血縁関係も含めてなくなってしまう方のケースでは、全国的なケース、先進事例等を読ませていただくと、いずれは各自自治体はやはりその責務を負うと。墓地としての形になるか否かも含めてでありますけれども、そういったことになっていくという学術関係の論文なんかも出されているのを目に止めると、これは少し早い話かもしれませんが、先取りした前向きな姿勢で松島町はその墓地実態、現状の墓地管理条例をしいた形の在り方そのものも含めてでありますけれども、考えを変える考えはないという理解でよろしいということでありますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 現時点においては、現在ある共葬墓地そのものを三浦と古浦と同じように町営墓地の条例の中に取り込んでいくという考えは、現在のところでは持ってはいないということです。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町民の皆さんの中で、もし、それを含めてでありますけれども、要するに町民の皆さんの中で実は家そもそもが経営というか、家の存続そのものがなくなっていっ

て無縁になっていくんだというケースから、これは大都市圏ではとくに発生しているんですけども、この自治体をお願いしてあらかじめ持っている財産ほぼ全額を供託するような形で、最終的にはその自治体をお願いし、無縁になっても致し方ないとして、自分の遺骨を最終的な処理までをもお願いしていききたいというふうな事業手法を取っている自治体もあります。はっきり申し上げますと横須賀市なんかはそうだと思いますけれども、そういったところのケースなんかも見ていますと、やはり自治体の責務として最終的には、ゆりかごから墓場じゃありませんけれども、自治体の責務になるんだということを頭に置けば先取りして考えてもいいんじゃないかと。現実には、今の松島町墓地管理条例にうたわれたあの姿が、などと言ったって仕方ないでしょうけれども、あれが正規の形なんだと、松島町が他と比較しても遜色ない松島町営墓地条例なんだと、墓地の存在の在り方、実態も含めて言えるものと認識しておられるんでしょうか。何度言ったって、これは平行線だから仕方ないんだけども。いずれ、その墓地管理条例にうたわれるような墓地条件整備をするためにも、条件というのはどのように考えていますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと繰り返しになりますが、今の町の町営墓地に関する条例というのは、例えば塩竈市を例に取ればたしか霊園があったと思いますが、その条例に相当する条例です。そのほかに墓地条例、それから塩竈市であれば経営許可に関する条例とかあと施行規則とか持っておられるようなんですが、その形態と現在の町営墓地の条例というのはそもそも内容が全く異なっていますので、先ほども申し上げましたけれども、35の自治体全部確認をしましたけれども、市町村営墓地に関しては当町と同様のつくり方で条例というのは制定されていますので、町営墓地の条例そのものについては全く問題ないと解釈いたします。ただ、今申し上げましたとおり、その共葬墓地を墓地条例という形の条例を別個に制定をして位置づけをするかしないかということになるんだと思いますけれども、宮城県内では私がちょっと確認した限りでは3つほど自治体はあります。それ以外の自治体については、先ほども申し上げましたとおり法律と法施行規則、それから宮城県の法施行の細則に基づいて管理をしているという状況ですので、今言われたので問題ないのかということであれば現在の町営墓地の条例については問題ないとしかお答えできないかなという状況です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） じゃあ、ちょっと角度を変えましょうね。要は、町民の側に説明するに当たって、その実態と、条例条文の在り方とまず切り離して、まずその本質たるところをお

示したときに、情報公開させられたときに、こういう状態ですよということの在り方が正しく理解されますかということを知っているんです。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多くのと言ったら失礼ですが、塩竈市においても確かに墓地条例というのを持っていますけれども、霊園の条例については何ら特段、100%同じとは言いませんが作りとしては同様ですし、条例そのものの設置目的についても大体どの自治体も同様かと思えますので、そのところは特に問題になるとは、例えば墓地の区画数だとかそういうのは別といたしましても、条例そのものの作り方として問題があるとは理解は、思っていないので。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 平行線でしょうけれども。これは、ある一定の時期に国から厚労省なりなんなりから墓地の在り方について、いわゆる一括法でも何でもいいですけども、権限移譲に当たっての条例例文を示されてそれに基づいて付度しながらつくただけのことですよ、大体にして皆、ほとんど。私が知っているのは、条例が問題じゃなくて、町民の皆さんにこの実態と、この墓地と墓地とを見比べたときにどこに遜色あるんですかと。地権者、地主、権利関係、そういったのが邪魔して公共になるのとならないのとの問題とかね。それとも、それを含めた管理協定とか、そういったものを全部積み上げていないと公共の墓地管理条例にうたわれた墓地にならないのかどうかというところを確認の上で聞かせてもらっているんです。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 公共施設を設置するのは自治体ですので、条例において設置、管理すべきもの以外を同等に扱うことというのは、通常どの自治体でもやっていませんので、そういうことになるかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） いいんです、今2つ、載っけられています墓地、町営の墓地管理条例の2つの墓地自体は、じゃあほかの墓地と全然違うという理解ですか。発生初源も何も含めて。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 両墓地につきましては、工事費については町が直接発注をして整備したものではありませんけれども、改めて地域のほうで整備をして、それを町が寄附を受けて公共施設として位置づけをしていると。ですから、町が土地を取得して整備工事を発注す

るケースもあるんでしょうけれども、両墓地については地域で整備したものを寄附を受けた形で改めて公共施設の設置管理条例を制定して、公共施設として取り扱っているということです。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 要するに、条件的に一定程度条件整えて松島町に寄附したいんですって申し出たら寄附は受けられるということで理解していいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 受けられるか受けられないかというのは個別の判断になるので、今ここで申し上げるのは私は適切ではないと思っています。そもそも、もともとあったものを寄附を受けたわけではなくて、改めて整備したものを寄附を受けたわけですから、工事の技術的な基準であったりそういったものを含めて判断がやっぱり必要になってくるんだと思いますね。ただ、既存のものをそのまま寄附の申出があればそれを受けて公共施設として設置するという事は、必ずしもそうできるかどうかというのはこの場で申し上げることはできません。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） じゃあ、参考までにお聞かせいただきたいんです。三浦でも古浦でも、あの墓地はどういった成り立ちであそこに存在させて、どういった方々が寄附行為者になって寄附受領したんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 事細かに詳細な書類は持ち合わせていませんが、地域住民、確かにもともとは、例えば三浦墓地であれば大仰寺に檀家としていた方の多くがそちらに移転したとはちょっと聞いてはいますが、地理的な条件だったり、急峻な場所ですので、そういった諸条件を考慮して町に請願が出されて、最終的に寄附を得て、地元で整備をして町営墓地になったと理解しています。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 本日、前段で災害に備えてという1問目の質問をさせていただきました。全国至るところで共葬墓地だったり、町営墓地だったりしたところが、やっぱり災害、いわゆる集中豪雨等にさらされて土砂流出災害等が発生します。そういったときに、やはり町営墓地であったから町の税金を投入していわゆる原状復元すると。片や、それは町営墓地でないから、皆さん自ら墓地を持って永代使用料を払って管理している墓地だから自ら手を出し

て直しなさいということだったら、災害復旧なんか成り立ちませんよね。違いが、公共であるか否かに問わず、そういった状態が同じ町民の受ける受益の観点からそんなに差が出てしまうということを行っているんです。そこに疑問を感じないかと言っているんです。事の本質というか、言いたいところは。そういったところを、もうちょっと考え合わせてほしいと思います。これ以上は多分平行線なので、論争してもですね、総務課長とやっても人間関係まで悪くしたくないので、はっきり申し上げて。そういう思いであります。要は、現段階では町の積極的な是正対策は対応が難しいということだろうと思います。いずれまた機会が生まれたら、この席からもう一度墓地自体の在り方を今後追求する機会ができればいいんですけれどもね。何分、そういったことも踏まえて、もうちょっと私も、少し血压高くなっていますから冷静に見つめ直したときに、やっぱりここは違うんじゃないかなと、答弁はこうだったけれどもこうじゃないかなというところも分析させてもらいながら、かつてこの問題を、平成二十七、八年頃に三浦墓地の擁壁等修繕工事でしたか、急に実施計画にのっかってかなりの予算を割いて整備したかと思えます。どこの共同、共葬墓地であっても同じような形態しょっているのにと町民の目から見ると映ります。片や、条例化しているんだから当然なんだよというスタンスでこのまま進めようとするのか、いやいややはりもうちょっと町民全体を公平に捉えて対応を扱わなければいけないと判断するのかですね。そういったところも踏まえて、一つ課題にさせてもらって、以上でこの墓地に関する質問は終わらせていただきます。

任期最後の議会の中にあって、一番町民に向かって大切な生命と財産を守る観点からの災害に備えてと、いずれ後継者難になって墓守がいなくなったときに墓地の心配をしなくて済むような行政サービス展開ができる町になってもらえたらなという思いで2つ目を出させていただきました。最後までご清聴ありがとうございました。どうもありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 4番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を14時といたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

次に、2番櫻井 靖議員、登壇の上、質問願います。

〔2番 櫻井 靖君 登壇〕

○2番（櫻井 靖君） 2番櫻井 靖でございます。それでは、質問を早速始めたいと思います。前の方が熱い質問をされていまして、私は少し軽めな感じでさせていただきたいかなと思っております。

成人用予防接種記録手帳の配布はできないかについて質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスのワクチン接種が当町では順調に進んでおり、住民のワクチンに対する関心が高いことを示しています。しかし、ワクチンを2回接種したからもう安心というわけでは必ずしもありません。現状によっては今後3回、4回と接種を受けなければいけない場合があります。いつワクチン接種をしたか、どんな種類だったのか、記憶ではなく記録することが大切だと思っております。国立感染症研究所では、成人用予防接種記録手帳のフォーマットを公開し誰でもがダウンロードし記録に役立ててもらえるようにしています。町として、成人用予防接種記録手帳を作成、配布し、町民が予防接種証を管理しやすくできないかと考えますがどうでしょうか。

最初の質問です。今後、様々な形で予防接種証の提示を求められることが考えられます。電子化という流れにはなるかと思いますが、町民全てがスマホ等を使用することは考えにくいと思います。早い段階で、成人用予防接種記録手帳を作成し、配布し、町民が予防接種証を管理しやすいようにできないかと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問に答弁してまいりたいと思います。

まず初めに、本町の新型コロナワクチンの接種率について申し上げますけれども、8月27日現在で高齢者は93.1%、全体では55.2%の方が2回目の接種を終了しております。8月20日の全国知事会において、村井知事がワクチンパスポートの利用促進を提言しているとおり、接種が進んだ後も注意深く感染拡大を防ぐことが必要であります。町としましても、コロナを含む感染症の状況や国県の動向を今後も注視してまいりたいとこのように思います。

なお、議員質問の成人用予防接種手帳の詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 国立感染症研究所が作成いたしました成人用予防接種記録手帳について、早速ホームページで拝見をいたしました。新型コロナのワクチンのほかにもインフルエンザや肺炎球菌などの接種済証を貼りつけたり、それから接種記録をご自身で書き写して保管するというようなことができるものとなっております。接種済証の紛失を防いだり、接種記録をご本人が管理する際、大変有効であると私も考えました。希望する方が活用

できますよう、広報やホームページなどで情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 私も2回接種が終わりまして、予防接種証のところについてどこでどのワクチンを打ったかというシールが貼られ、大切に管理してくださいという物を渡されました。実際、このままの保存ですとなかなか大変かなと。皆さん、ファイルに入れて管理されるというのが大体ほとんどの方かなと。ただこれ、折っていいものやら、どんなものやら、ちょっと迷うところがあると思います。それで、シール状になっているので自分の好きな手帳に貼ってもいいのかなと思うんですが、ただ今後ほかの使い方をしなくちゃいけないといった場合、それがいいのかなのかという部分で、すごくちょっと不安になって、それでいいのかなと、使い方に対して大変苦慮しているところであります。それで今、野球の試合でソフトバンクなんかも2回接種した人はチケットが買えますよということになっております。そういうのがどんどんどんどんこれからは増えていくのではないかなと。そうすると、携帯できるような形でやはり持ち歩かないと不便なのではないのかなと私は考えております。やはりこういうの、せっかくシール状になっているので、何らかの台紙というのがきちんとあるべきだろうと。というのは、できれば町で用意していただければそういうのをすごく活用できるのかなと思っております。これは貼ると、臨時というのがここに書いてあるので、今後どういう形になるのかは分かりませんが、これはどういう形で活用するというのを町では考えているのでしょうか。そこら辺をお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） コロナワクチンの接種済証については、今後どのように活用するかまでは丁寧にご説明はできなかつたんですが、とにかくなくさないで大切に保管してくださいということで申し上げておりました。接種していただいた方ならご存じかと思いますが、透明のファイルに挟んでそのままお返ししておりますので、なくさないようにということでお話ししております。また、今回ワクチンの接種の送付した封筒を、皆さん大変目にちかちかするような黄色ですとか紫色の目立つ封筒がございまして、これだったら皆さんなくさないだろうなという思いがあり使っております。それにぜひ、透明のファイルを入れていただくなり、接種済証を入れていただくなりして保管していただければという思いがございましたが、今回接種記録手帳という大変いい物をご紹介いただきまして、大変私も、初めて拝見いたしましていいなと思いましたので、ホームページには既にアップをしておりますが、今後元気塾やそれから憩いの場などですか、高齢者の方々も参加するような

教室なんかでも積極的にお話をさせていただいて、10月からはインフルエンザも始まりますので、肺炎球菌やインフルエンザの接種の記録も記録していただくようにということで、周知をさせていただければと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 海外でもレストランとかショッピングセンターにそういう接種証を持ってきてくださいということで報じられるのがあるんですけども、海外の場合、何かA4の紙1枚とかそういう感じで何かいつもなくしそうだなとつくづく思っているんですね。やはり、こういう、私もダウンロードした実物なんですけれども、これを持ち歩けばいいのかなと思うんですが、ただこれ、普通の人作れといってもなかなか、見た感じ分かると思う、両面印刷をして、そしてホチキスどめ、これ、真ん中にとめなくちゃいけない、そういう物を実際作れといってもなかなか作れないのではないのかなと。先ほど、元気塾とかと申されましたが、そんなお年寄りの方々に紹介して、実際作ってもらえるのだろうか。やはり、ある程度の物を作ってお渡ししないと使ってもらえないのかなという思いがあります。それで、これはこれでいいんですけども、携帯するにはちょっとやっぱり大きいですね。ポケットに入れたりなんかすると、やはりA5じゃなくてその一回り小さいA6、このくらいのお薬手帳のちょうどサイズというのがやはり持ち運び、携帯にすごくいいなと思うので、ぜひとも町でオリジナルでそういう物を作って配布してもらえないのかなと思っております。やはり、そういう取組というのはいち早くやればやるほど話題にもなります。やっぱり松島の名を売ることにもなりますので、ぜひともそういう取組をして、いち早く松島がそういうのを積極的にやっていますよと言われれば、町としても誇り高いというか、鼻高になるのかなと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私も今回ご質問いただきまして、世の中では皆さんどのように接種済証を管理されているのかなということをお調べしてみました。薬局によっては、お薬手帳に貼りつけられるような予防接種の記録用のラベルを配布している薬局もあるようですし、あとは病院でも記録用の紙をお渡しくださいまして、ここに書いてねというような感じで、かかりつけをお持ちの方ですとそういったところで管理をしているというような方も、結構全国的には多くいらっしゃいます。松島町の皆さんがどのようにしているのかということも、これから皆さんにお聞きしながら、こういったものがぜひあれば活用したいという声を聞きまして、私たちのほうでも積極的に考えていきたいと思っております。

また、今回、この成人用予防接種記録手帳という様式は国を代表する機関が考案したのものでございますので、当面の間はこちらを使わせていただいて、それでもっと活用を考えたほうがいいという改良点がございましたら、ぜひオリジナルの物ですとか、若い保健師などが考えていくように申し伝えたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これ、シール状になっているんですけども、これは外してそういうふうにぺたっと貼っていいものなんですかね。そういう指示というの、ある程度町でやっていただけると、どういうふうに活用していいのか、折っていいのか、そのままでいいのかというの何かしらの機会にどうしてありますかと、広報なんかで「接種券どういうふうに保存していますか」というお声がけもまたしていってもらえるとそれはそれで助かるのかなと。ただ渡して終わり、使うときに勝手に使ってくださいというのだとちょっと不親切かなと私は思いますので、何かの機会を捉えてそういうことをぜひ発信していただければと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） コロナワクチンについては、私たちは積極的に接種に携わらせていただいて、接種済証をお渡しする場面というものが今回初めて行政の立場としてあったんですが、インフルエンザですとか肺炎球菌ですとか皆さんが受ける予防接種のほとんどは医療機関で接種済証を頂くというようなものになっておりますので、形態というか大きさも様々ですし材質も様々で、たまたまコロナはシール式になっておりますが、シールになっていない物を受け取る場合もありますので、そういった際にはやはり台紙があってそこに貼るなり、それから記録するなりというのが大変有効かなと思います。やはり、皆さんどうしてありますかということをもまず聞くことからスタートしなくちゃいけないので、少しお時間をいただいて、どういう形がそういうなくさないで保管できるのかなというようなことをみんなできいっしょに考えていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） できれば早く、早急に進めていただければと思います。早ければ早いほどそういうのが町民の皆様にとっての利益につながると思いますので、ぜひとも速やかに行動していただけるとありがたいなと思いますので、ぜひともお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスに対するワクチンだけでなくほかの病気に対してもワクチンというのが

あります。予防や重症化を防ぐ効果があります。町でも、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種に対して助成金を出し、予防を呼びかけておりますが、他のワクチン接種に関しての情報提供をすることも予防を呼びかけるものではないかと考えますが、そちらの考えはどうなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、2問目の答弁に入る前に、ワクチンパスポートとかそういうお話が出ましたけれども、知事からも出ている言葉でもございますので、多分これからいろいろ改良されてくるんだと思う。私は、まだはっきり把握していませんから何とも言えませんが、町内のホテル等でもできたらそういう特典をつけてやっていらっしゃるホテル等も聞いたこともありますので、いろいろなワクチン2回接種した人はこうですよみたいな特典をつけてくる事業者さんも今後増えてくるんだろかなということは大体想定できますので、そうすると出したり入れたり見せる回数が増えてくると破れやすくなったりなんなりするので、そういったところは多分改良されてくるんだろかなと思います。それから、海外に渡航する場合も、そういう提示とか、PCRの提示とか、いろいろなものがこれからパスポート以外に提出しなくてはならない書類が出てくるんだろかなと思いますけれども、そういった点を今後注視しながら町としても考えていきたい、このように思います。

それから、2番目の予防接種により多くの町民を感染症から守り、全体の免疫水準を維持するために各年代を通じ接種の機会を確保することは自治体の務めであると考えます。一方、ワクチン接種の有効性や安全性、副反応等についてはご理解を得ることも大変重要であります。なお、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予防接種法に基づく定期接種は、市町村長が積極的に接種を勧奨して実施をすることとされております。当町では現在、成人を対象といたしました接種として高齢者インフルエンザ、肺炎球菌、それから風疹第5期について接種費用の助成を行っております。もう1つ、定期接種以外に国がワクチンの使用を認めてはいるものの予防接種法で規定されていない接種がございまして、これを任意接種と言います。この任意接種の場合は原則的には費用負担の上、個人の判断で接種することとされております。ただ、大人になってからかかると重症化することで知られる水ぼうそうですとかおたふく風邪など感染症にかかるリスクを考慮して、またワクチンによっては予防できる疾患があるということを知っていただくという観点から、定期予防接種化の有無など国や県の動向を踏まえて任意接種

の情報としてホームページや広報などで周知してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 私も、実は带状疱疹というのに7月にかかりまして、1か月ほど苦しみました、それを調べているうちにこの成人手帳という物をインターネットで見つけたわけです。そのインターネットの中で、ここの中に先ほども言いましたように带状疱疹の欄というのがありまして、ここにワクチンの接種の有無というのがあるわけです。それで、50歳以上になりますとこのワクチンというのが有効になるという情報がありまして、そういうものがもしこういう手帳に書いていれば何かのときに見たときにこういうのがあるんだから受けようかなという気にもなるのかなと。この带状疱疹というのが、なかなか結構、加齢が進むとよりやすくなるらしくて、大きな手術をした後ですとか、疲れたりとかストレスがたまったりなんかすると、子供の頃にかかった水痘のウイルスが再活性化するという形の病気だそうです。それで80歳までに、うそか本当か分かりませんが3人に1人がかかるとも言われている病気です。後の祭りではあるんですけども、こういう带状疱疹でワクチンがありますよというのは病院に置いてあったんでね。でも、病院に置いてあっても健康な人は見ないよなど。こういう情報というのはどこで知るのかなと。病院じゃなくてやはり日頃からこういう情報がないとなかなかそういう接種を受けようということにはならないだろうなど。ですからやはり、そういう広報ですとか何かでぜひとも教えていただきたいなど。それで、成人予防、こういう記録帳にも書いていますので、そのところにオリジナルで作る際はこういう効果があります、こういう年齢から受けられますとか、副反応がこういうのがありますけれどもというふうな、少し簡単なものでも書いていただければなおさら受けようか受けまいかという判断にもつながるのかなと思いますので、ぜひともそういうことをやっていただければと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 带状疱疹については、1か月苦しまれたということで大変お見舞い申し上げますけれども、大変、確かに、带状疱疹が治った後から神経痛が残る場合もありまして、私の身近にもそういう方がいらっしゃるの、私個人的には受けていただいたほうがいいかなと思いますが、何せまだ任意接種ということで、自治体側から積極的に接種の勧奨ができない予防接種となっております。ただ、先ほども申し上げましたように情報を提供するという事は自治体の務めでもございますから、带状疱疹というのはいかなる病気ですよ、こういうふうにしてなりますよ、こういう経過をたどりますよ、もし防ぐ場合は、

防ぎたいというお考えであれば予防接種もありますというような表し方といいますか、周知の仕方といいますか、そういったことを考えながら、皆さんに知っていただくということは必要かと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） こういう手帳以外でも、例えば広報紙に折り込んでいます「スマイル」ですとか、そういう形でもいいでしょうし、またホームページなんかでもそういう欄を設けていただいて、何かしら伝える方法というのを今後検討していただければありがたいなと思いますので、ぜひともお願いしておきたいと思います。

このことは通告していないので、情報提供という形にはなるんですが、この带状疱疹の予防接種費用の助成を名古屋市ではやっているということなんです。自己負担だと1回につき2万円から3万円かかる、それが掛ける2回接種するという形なので、なかなか結構な値段になるのかなと。それで、名古屋市では1回の接種について1万800円でできるということが書いておりました。ほかにもっとちょっと安いようなワクチンもあるみたいなんですけれども、どちらがいいかというのも選択なのでどうとも言えないんですが、今後こういうほかの市の動きとかも考えていただいて、町としても少しそういうこともあってもいいのかなと思うんですが、そこら辺の考え方がもしあればお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私もいろいろ任意接種についての費用助成の内容を、県内を調べてみましたところ、带状疱疹は残念ながら県内ではまだ実施しているところはないようです。議員からもご紹介のとおり带状疱疹は名古屋市とか、有名なところだと能代市とかが助成されていると伺っております。また、任意接種の中でもほかにもお子さんが受けたほうがいいのではないかなっていう任意接種を助成しているという自治体もありまして、そういった情報をこれからも注意深く見ていくとともに、今任意接種のものでも毎年毎年定期接種化されていくものもございまして、最近ですとロタの予防接種もその中の1つなんですが、実は带状疱疹も定期予防接種化の検討を数年前から国では行っているようですので、もしかしたら近い将来定期予防接種化して、町の費用負担で受けられるものにももしかしたらなっていくのかなとちょっと期待しているところではありますけれども、そういったいろいろな情報ですね、国や県の情報もタイムリーに皆さんにお伝えできればなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 本当にそういうふうになればいいなと思いますので、ぜひともアンテナ

を高くして、情報をいつでもキャッチできるようにしていただければと思います。

本当に、今、パラリンピック、オリンピック花盛りであります。オリンピックでは記録より記憶に残るプレーが賞賛されるんですが、新型コロナワクチン接種についてはいつワクチン接種をしたか、どんな種類だったのか記憶するのではなく、記録することが大切だと思っております。町民の皆さんが管理しやすいように町としてもぜひ考えてください。

また、今、新型コロナ接種でワクチンに対して皆さんの関心が非常に高まっているときだと思っております。こういった機会を捉えて病気予防についても関心を持っていただけるように町として一層取り組んでいただければと思います。

これで質問は終わります。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は3日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は9月3日午前10時です。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後 2時25分 散会